

事務連絡  
平成29年11月10日

各都道府県・指定市・市町村

都市計画担当課長 殿  
道路（建設・整備）課長 殿

国土交通省

都市局	街路交通施設課	企画専門官
道路局	企画課	課長補佐
	国道・防災課	課長補佐
	環境安全課	課長補佐
	高速道路課	課長補佐

「橋、高架の道路等の技術基準の改定」正誤表の送付について

「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」は、平成29年7月21日付で国土交通省都市局長、道路局長より通知されたところですが、通知文に一部誤りがありましたので、別紙の通り正誤表を送付いたします。

都道府県及び指定市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知いただくようお願いいたします。

なお、修正した通知文の全文は、以下のホームページに掲載しています。  
<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/pdf/20170721hashikouka.pdf>



編・章	項	誤	正
I 共通編 1章	1.2.1 用語の定義 (13)	地形、地質、気象、自動車の通行の状況等、橋が置かれる外的環境について、 <u>外的環境に係る</u>	橋の耐荷性能を照査するにあたって、地形、地質、気象、自動車の通行の状況等、橋が置かれる外的環境について、 <u>外的環境に関わる</u>
I 共通編 1章	1.2.1 用語の定義 (23)	部材等 <u>毎</u> に	部材等 <u>ごと</u> に
I 共通編 1章	1.6 調査	本編による <u>他</u>	本編による <u>ほか</u>
I 共通編 2章	2.2 橋の耐荷性能の設計において考慮する橋の状態の区分 1)	能力に係る	能力に関わる
I 共通編 2章	2.2 橋の耐荷性能の設計において考慮する橋の状態の区分 2)	構造安全性に係る	構造安全性に関わる
I 共通編 4章	4.1 橋の限界状態 (3)	<u>係</u> わる	<u>関</u> わる
I 共通編 4章	4.1 橋の限界状態 (6)	<u>関係づ</u> け	<u>関係付</u> け
I 共通編 4章	4.3 部材等の限界状態 (6)	<u>部材</u> の限界状態で代表させることに加えて	<u>部材等</u> の限界状態で代表させることに加えて、
I 共通編 5章	5.2 照査の方法 (3)	<u>YqiYpi</u>	<u>YpiYqi</u>
I 共通編 6章	6.1 一般 (3)	架橋条件等に関連した維持管理に係わる制約事項、部材等の機能、異常の発見と措置の容易さの	架橋条件等に関連した維持管理に関わる制約事項、部材等の機能、異常の発見と措置の容易さの

I-1

編・章	項	誤	正
		程度、経済性等を勘案して、部材等 <u>毎</u> に適切に設定する。	程度、経済性等を勘案して、部材等 <u>ごと</u> に適切に設定する。
I 共通編 6章	6.1 一般 (4)	部材 <u>毎</u> に耐久性を確保する。	部材 <u>ごと</u> に耐久性を確保する。
I 共通編 7章	7.1 一般 (1)	<u>関係づ</u> け	<u>関係付</u> け
I 共通編 8章	8.3 衝撃の影響 (6) 表-8.3.2	<u>かかわらない</u>	<u>関わらない</u>
I 共通編 8章	8.10 温度変化の影響 (4) 3)	<u>かかわらず</u>	<u>関わらず</u>
I 共通編 8章	8.17 風荷重 (4) 5)	活荷重載荷時には、活荷重に対して橋面上 1.5m の位置に $3.0(V/40)^2 \text{ kN/m}^2$ の風荷重 WL を作用させる。	活荷重載荷時には、活荷重に対して橋面上 1.5m の位置に $3.0(V/40)^2 \text{ kN/m}$ の風荷重 WL を作用させる。 ここに、V: 設計基準風速 (m/s)
I 共通編 8章	8.19 地震の影響 (1)	極めて <u>まれ</u>	極めて <u>稀</u>
I 共通編 9章	9.1 鋼材 (2) 表-9.1.1	強度区分 8, 10	強度区分 <u>5, 8, 10</u>
I 共通編 9章	9.1 鋼材 (2) 表-9.1.1	<u>S35C, S45C</u>	<u>S35CN, S45CN</u>
I 共通編 9章	9.1 鋼材 (2) 表-9.1.1	SWPR1, SWPD1, SWPR2 SWPR7, SWPR19	SWPR1, SWPD1, SWPR2 <u>SWPD3, SWPR7, SWPR19</u>
I 共通編 10章	10.1.3 支承部に作用する力 (3)	支承部に作用する鉛直力は、3.3に規定する作用の組合せに加えて、負の力が生じるおそれがある場合には、式(10.1.1)及び式(10.1.2)によ	支承部に作用する鉛直力は、3.3に規定する作用の組合せのうち、最も不利となる条件を考慮して算出する。このうち負の力が生じるおそれが

I-2

編・章	項	誤	正
		って求めた負の力のうち不利な値に対して設計するのを原則とする。	ある作用の組合せにおいては、式(10.1.1)及び式(10.1.2)によって算出した負の力のうち不利な値を支承に作用する鉛直力として考慮する。
I 共通編 10章	10.1.5 抵抗の特性値 2)	限界値	制限値
I 共通編 10章	10.1.9 支承部の耐久性 能に関する設計 (2)	(1)の他に	(1)のほか
I 共通編 10章	10.3.1 一般 (1) 3)	雨水等の侵入に対して水密性を有すること。	雨水等の侵入に対して水密性を有すること。
I 共通編 10章	10.3.5 伸縮装置の施工 (3)	1.10による他	1.10によるほか

I-3

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 1章	1.4.1 一般 (1)	使用する材料は、その材料がおかれる環境や施工、維持管理等の条件との関係において、	使用する材料は、その材料が置かれる環境、施工、維持管理等の条件との関係において、
II 鋼橋・鋼部材編 1章	1.7 設計図等に記載すべき事項 (2)	I編 1.9に規定する事項の他、	I編 1.9に規定する事項のほか、
II 鋼橋・鋼部材編 2章	2.2 調査	設計にあたっては、少なくとも1)から4)の調査を行われなければならない。	設計にあたっては、少なくとも1)から4)の調査を行われなければならない。
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.1 総則 (2)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.1 総則 (3)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.2.2 耐荷性能の照査 において考慮する状態 (2)	I編 2.2に規定する橋の限界状態を	I編 2.2に規定する橋の状態を
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.4.1 一般 (4)	鋼橋の上部構造及び鋼部材等の限界状態は、工学的指標を用いて適切に設定しなければならない。	鋼橋の上部構造及び鋼部材等の限界状態は、その状態を表す工学的指標によって適切に関連付けることを標準とする。
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.4.1 一般 (6)	(5)による他、	(5)によるほか、
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.4.3 下部構造を構成する部材等の限界状態 (1) 2)	部材等の機能を低下させる変位	部材等の能力を低下させる変位
II 鋼橋・鋼部材編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.1)	$\Sigma S(\gamma_{d1}\gamma_{d2}P) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_S$	$\Sigma S(\gamma_{d1}\gamma_{d2}P) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_S$

II-1

編・章	項	誤	正
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.2)	$\Sigma S(Y_d Y_{pl} P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_U$	$\Sigma S(Y_d Y_{pl} P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_U$
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 2)	区別し <u>が</u> たい場合には,	区別し <u>難</u> い場合には,
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 2)	部材等の限界状態 3 を必要な信頼性をもって超えないことを式 (3.5.2) に <u>よ</u> り満足する。	部材等の限界状態 3 を必要な信頼性をもって超えないことを式 (3.5.2) で満足すること <u>によ</u> り確認する。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (3), (5), (7)	9章から 19章の規定に従い	9章から 19章 <u>ま</u> での規定に従い
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.7 構造解析 (2) 2)	骨組 <u>や</u> 格子、 <u>版</u> としてモデル化する。	骨組、 <u>格子</u> 及 <u>び</u> 版としてモデル化する。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.8.1 一般 (1)	耐久性能の照査の <u>他</u> ,	耐久性能の照査の <u>ほ</u> か,
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.8.3 構造解析上の配 慮事項 3)	部材の端部等の狭 <u>隘</u> な空間となる箇所	部材の端部等の狭 <u>隘</u> な空間となる箇所
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.8.3 構造解析上の配 慮事項 4)	床版及 <u>び</u> ケーブルについて <u>は</u>	床版及 <u>び</u> ケーブル <u>部</u> 材について <u>は</u>
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 3章	3.8.3 構造解析上の配 慮事項 4)	検討すべき <u>部</u> 材とすることを	検討すべき <u>箇</u> 所とすることを

編・章	項	誤	正																																												
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 4章	4.1.2 鋼材の強度の特性値 (1) 表-4.1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">鋼種</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SS400 SM400 SMA400W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支 圧</td> <td rowspan="3">鋼板と鋼板との間の支圧強度<sup>2)</sup></td> <td>40 以下</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>40 を超え 75 以下</td> <td rowspan="2">215</td> </tr> <tr> <td>75 を超え 100 以下</td> </tr> <tr> <td>ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度<sup>2)</sup></td> <td>40 以下 40 を超え 75 以下</td> <td>1,250</td> </tr> </tbody> </table>			鋼種				鋼材の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W	支 圧	鋼板と鋼板との間の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下	235	40 を超え 75 以下	215	75 を超え 100 以下	ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下 40 を超え 75 以下	1,250	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">鋼種</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>鋼材の板厚 (mm)</th> <th>SS400 SM400 SMA400W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">支 圧</td> <td rowspan="3">鋼板と鋼板との間の支圧強度<sup>2)</sup></td> <td>40 以下</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>40 を超え 75 以下</td> <td rowspan="2">215</td> </tr> <tr> <td>75 を超え 100 以下</td> </tr> <tr> <td>ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度<sup>2)</sup></td> <td>40 以下 40 を超え 75 以下 <u>75 を超え</u> 100 以下</td> <td>1,250</td> </tr> </tbody> </table>			鋼種				鋼材の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W	支 圧	鋼板と鋼板との間の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下	235	40 を超え 75 以下	215	75 を超え 100 以下	ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下 40 を超え 75 以下 <u>75 を超え</u> 100 以下	1,250								
		鋼種																																													
		鋼材の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W																																												
支 圧	鋼板と鋼板との間の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下	235																																												
		40 を超え 75 以下	215																																												
		75 を超え 100 以下																																													
	ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下 40 を超え 75 以下	1,250																																												
		鋼種																																													
		鋼材の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W																																												
支 圧	鋼板と鋼板との間の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下	235																																												
		40 を超え 75 以下	215																																												
		75 を超え 100 以下																																													
	ヘルツ公式で算出する場合の支圧強度 <sup>2)</sup>	40 以下 40 を超え 75 以下 <u>75 を超え</u> 100 以下	1,250																																												
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 4章	4.1.2 鋼材の強度の特性値 (3) 表-4.1.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">鋼種</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>鋼管の板厚 (mm)</th> <th>SS400 SM400 SMA400W STK400</th> <th>SM490 STK490</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">引 張 降 伏</td> <td>16 を超え 40 以下</td> <td>235</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 を超え 75 以下</td> <td rowspan="2">215</td> <td rowspan="2">295</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧 縮 降 伏</td> <td>75 を超え 100 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			鋼種				鋼管の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W STK400	SM490 STK490	引 張 降 伏	16 を超え 40 以下	235	315		40 を超え 75 以下	215	295		圧 縮 降 伏	75 を超え 100 以下			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">鋼種</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>鋼管の板厚 (mm)</th> <th>SS400 SM400 SMA400W STK400</th> <th>SM490 STK490</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">引 張 降 伏</td> <td>40 以下</td> <td>235</td> <td>315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 を超え 75 以下</td> <td rowspan="2">215</td> <td rowspan="2">295</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧 縮 降 伏</td> <td>75 を超え 100 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			鋼種				鋼管の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W STK400	SM490 STK490	引 張 降 伏	40 以下	235	315		40 を超え 75 以下	215	295		圧 縮 降 伏	75 を超え 100 以下		
		鋼種																																													
		鋼管の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W STK400	SM490 STK490																																											
引 張 降 伏	16 を超え 40 以下	235	315																																												
	40 を超え 75 以下	215	295																																												
圧 縮 降 伏	75 を超え 100 以下																																														
		鋼種																																													
		鋼管の板厚 (mm)	SS400 SM400 SMA400W STK400	SM490 STK490																																											
引 張 降 伏	40 以下	235	315																																												
	40 を超え 75 以下	215	295																																												
圧 縮 降 伏	75 を超え 100 以下																																														

編・章	項	誤			正		
		特性値 鋼線材の種類	降伏強度	引張強度	特性値 鋼線材の種類	降伏強度	引張強度
II 鋼橋・鋼部材編 4章	4.1.2 鋼材の強度の特性値 (5) 表-4.1.6	SWPD3N 2.9mm, SWPD3L 3本より	1,710	1,930	SWPD3N 2.9mm, SWPD3L 3本より	1,700	1,920
II 鋼橋・鋼部材編 5章	5.4.4 軸方向圧縮力を受ける部材 (1) 表-5.4.7	細長比パラメータ $\lambda$			細長比パラメータ $\bar{\lambda}$		
II 鋼橋・鋼部材編 5章	5.4.6 曲げモーメントを受ける部材 (2)	(1)にかかわらず,			(1)に問わず,		
II 鋼橋・鋼部材編 5章	5.4.8 軸方向力及び曲げモーメントを受ける部材 (3) 式 (5.4.34)	$\alpha_y = 1 - \frac{\sigma_c}{0.8\sigma_{ey}}$			$\alpha_y = 1 - \frac{\sigma_{cd}}{0.8\sigma_{ey}}$		
II 鋼橋・鋼部材編 5章	5.4.8 軸方向力及び曲げモーメントを受ける部材 (3) 式 (5.4.35)	$\alpha_z = 1 - \frac{\sigma_c}{0.8\sigma_{ez}}$			$\alpha_z = 1 - \frac{\sigma_{cd}}{0.8\sigma_{ez}}$		
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.1 一般 (1)	その繰返しによる影響			その繰返しによる影響		
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.2.1 照査の基本 (1)	その繰返しによる影響			その繰返しによる影響		
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.2.1 照査の基本 (2)	すべて満足する場合			全て満足する場合		

II-4

編・章	項	誤		正																																																																																					
		車線毎に		車線ごとに																																																																																					
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.2.2 疲労設計荷重と応力範囲の算出 (1)	車線毎に		車線ごとに																																																																																					
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.3.1 継手の疲労設計曲線 (1)	N: 疲労耐久性が確保されない状態に至るまでの応力の繰返回数		N: 疲労耐久性が確保されない状態に至るまでの応力の繰返し回数																																																																																					
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.3.2 継手の強度等級 (4) 表-8.3.7(b)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼材の種類</th> <th>継手の種類</th> <th>継手の形式</th> <th>強度等級 (kg/cm<sup>2</sup>)</th> <th>継手の説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		鋼材の種類	継手の種類	継手の形式	強度等級 (kg/cm <sup>2</sup> )	継手の説明	備考	S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70		S490	溶接継手	溶接継手	0.90		この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70		S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70		<table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼材の種類</th> <th>継手の種類</th> <th>継手の形式</th> <th>強度等級 (kg/cm<sup>2</sup>)</th> <th>継手の説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S490</td> <td rowspan="3">溶接継手</td> <td>溶接継手</td> <td>0.90</td> <td></td> <td rowspan="3">           図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。         </td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溶接継手</td> <td>0.70</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		鋼材の種類	継手の種類	継手の形式	強度等級 (kg/cm <sup>2</sup> )	継手の説明	備考	S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70		S490	溶接継手	溶接継手	0.90		この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70		S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。	溶接継手	0.80		溶接継手	0.70	
鋼材の種類	継手の種類	継手の形式	強度等級 (kg/cm <sup>2</sup> )	継手の説明	備考																																																																																				
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						
鋼材の種類	継手の種類	継手の形式	強度等級 (kg/cm <sup>2</sup> )	継手の説明	備考																																																																																				
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 1.011, 2.0の疲労等級は、継手の種類や溶接材の種類により異なる。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		この継手において、溶接材の溶接強度が、鋼材の強度以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						
S490	溶接継手	溶接継手	0.90		図 1.010, 2.0の疲労等級は、アンダーカットが 0.5mm 以下となる場合は、図 1.010, 2.0の疲労等級を適用する。																																																																																				
		溶接継手	0.80																																																																																						
		溶接継手	0.70																																																																																						

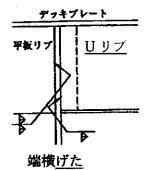
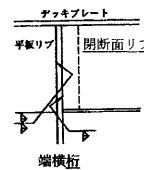
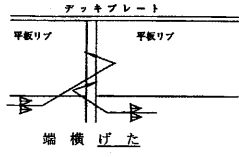
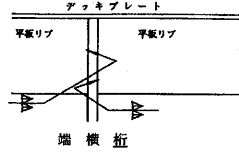
II-5









編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.5.2 構造細目 (7) 図-8.5.3		
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.5.2 構造細目 (7) 図-8.5.4		
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.5.2 構造細目 (8)	垂直補剛材の取付けは、	垂直補剛材の取付けは、
II 鋼橋・鋼部材編 8章	8.5.2 構造細目 (8) 図-8.5.5	取付け構造の標準	取付構造の標準
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.2.3 継手形式の選定	その組み合わせによること	その組合せによること
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.2.4 溶接部の有効厚 (2) 3) 図-9.2.3	S: サイズ (mm)	S: サイズ
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.3.1 軸方向力又はせん断力を受ける溶接継手	作用する力の種類にかかわらず	作用する力の種類に関わらず
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.4.1 軸方向力又はせん断力を受ける溶接継手	作用する力の種類にかかわらず	作用する力の種類に関わらず

II-14

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.5.8 縁端距離 (3)	表-9.5.4による他、	表-9.5.4によるほか、
II 鋼橋・鋼部材編 9章	9.5.11 フィラー (5)	母材の鋼種にかかわらず、	母材の鋼種に関わらず、
II 鋼橋・鋼部材編 11章	11.2.3 床版の設計曲げ モーメント (1)	B 活荷重で設計する橋においては、I 編 8.2 に規定する T 荷重 (衝撃の影響を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの T 荷重による設計曲げモーメントは、表-11.2.1 に示す式で算出する。ただし、床版の支間が車両進行方向に直角の場合の単純版、連続版及び片持版の主鉄筋方向の設計曲げモーメントは、表-11.2.1 により算出した曲げモーメントに、表-11.2.2 又は表-11.2.3 の割増係数を乗じた値とする。	B 活荷重で設計する橋においては、I 編 8.2 に規定する T 荷重 (衝撃の影響を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの T 荷重による曲げモーメントは、表-11.2.1 に示す式で算出する。ただし、床版の支間が車両進行方向に直角の場合の単純版、連続版及び片持版の主鉄筋方向の曲げモーメントは、表-11.2.1 により算出した曲げモーメントに、表-11.2.2 又は表-11.2.3 の割増係数を乗じた値とする。
II 鋼橋・鋼部材編 11章	11.2.3 床版の設計曲げ モーメント (2)	A 活荷重で設計する橋においては、設計曲げモーメントは、表-11.2.1 に示す式で算出した値を 20% 低減した値としてよい。	A 活荷重で設計する橋においては、曲げモーメントは、表-11.2.1 に示す式で算出した値を 20% 低減した値としてよい。
II 鋼橋・鋼部材編 11章	11.2.3 床版の設計曲げ モーメント (2) 表-11.2.1	T 荷重 (衝撃を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの設計曲げモーメント (kN・m/m)	T 荷重 (衝撃を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメント (kN・m/m)
II 鋼橋・鋼部材編 11章	11.2.3 床版の設計曲げ モーメント (2) 表-11.2.1	$-P \cdot L$ $\frac{1.30L+0.25}{}$	$-P \cdot L$ $\frac{(1.30L+0.25)}{}$
II 鋼橋・鋼部材編 11章	11.2.3 床版の設計曲げ モーメント (3)	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの設計曲げモーメントは、表-11.2.4 に示す式で算出してよい。ただし、プレストレストコン	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメントは、表-11.2.4 に示す式で算出してよい。ただし、プレストレストコンクリ

II-15

編・章	項	誤	正
		クリート床版が鋼桁に支持される場合には、等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの設計曲げモーメントは、支持桁の拘束条件を考慮して算出しなければならない。	一ト床版が鋼桁に支持される場合には、等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメントは、支持桁の拘束条件を考慮して算出しなければならない。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.3 床版の設計曲げモーメント (3) 表-11.2.4	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの設計曲げモーメント (kN・m/m)	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメント (kN・m/m)
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.3 床版の設計曲げモーメント (4)	床版を支持する桁の剛性が著しく異なり、そのために生じる付加曲げモーメントの大きさが無視できない場合には、床版を支持する桁の剛性の相違を考慮して、設計曲げモーメントを算出しなければならない。付加曲げモーメントの算出にあたって、A 活荷重で設計する橋については、付加曲げモーメントの値を 20% 低減してよい。	床版を支持する桁の剛性が著しく異なり、そのために生じる付加曲げモーメントの大きさが無視できない場合には、床版を支持する桁の剛性の相違を考慮して、曲げモーメントを算出しなければならない。付加曲げモーメントの算出にあたって、A 活荷重で設計する橋については、付加曲げモーメントの値を 20% 低減してよい。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.7 鉄筋の種類及び配置 (6)	床版の配力鉄筋は床版の支間方向にその量を変化させて配置してよい。この場合、11.2.3 に規定する設計曲げモーメントに対して算出した配力鉄筋量に、表-11.2.5 の係数を乗じた鉄筋量を配置する。	床版の配力鉄筋は床版の支間方向にその量を変化させて配置してよい。この場合、11.2.3 に規定する曲げモーメントに対して算出した配力鉄筋量に、表-11.2.5 の係数を乗じた鉄筋量を配置する。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.9 鋼コンクリート合成床版のずれ止め並びに補強材の形状及び配置 2)	ずれ止め及び補強材は、設計曲げモーメントの算出及び輪荷重による繰返し載荷に対する応力の算出において平面保持が成立しているとみなせるとともに、床版が等方性版とみなせるように配置する。	ずれ止め及び補強材は、曲げモーメントの算出及び輪荷重による繰返し載荷に対する応力の算出において平面保持が成立しているとみなせるとともに、床版が等方性版とみなせるように配置する。

II-16

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.11 PC 合成床版のずれ止めの形状及び配置 2)	ずれ止めは、設計曲げモーメントの算出及び輪荷重による繰返し載荷に対する応力の算出において平面保持が成立しているとみなせるとともに、床版が等方性版とみなせるように配置する。	ずれ止めは、曲げモーメントの算出及び輪荷重による繰返し載荷に対する応力の算出において平面保持が成立しているとみなせるとともに、床版が等方性版とみなせるように配置する。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.13 桁端部の床版 (2)	桁端部の中間支間の床版を端床桁等で支持しない場合は、桁端部から床版支間の 1/2 の間の床版については、T 荷重 (衝撃を含む) による設計曲げモーメントとして、11.2.3 に規定する値の 2 倍を用いる。なお、一般には、桁端部以外の中間支間の床版の必要鉄筋量の 2 倍の鉄筋を配置すればよい。	桁端部の中間支間の床版を端床桁等で支持しない場合は、桁端部から床版支間の 1/2 の間の床版については、T 荷重 (衝撃を含む) による曲げモーメントとして、11.2.3 に規定する値の 2 倍を用いる。なお、一般には、桁端部以外の中間支間の床版の必要鉄筋量の 2 倍の鉄筋を配置すればよい。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.2.13 桁端部の床版 (3)	桁端部の片持部の床版を端ブラケット等で支持しない場合は、桁端部から死荷重に対する床版支間長の間の床版については、T 荷重 (衝撃を含む) による設計曲げモーメントとして、11.2.3 に規定する値の 2 倍を用いる。なお、一般には、桁端部以外の片持部の床版の必要鉄筋量の 2 倍の鉄筋を配置すればよい。	桁端部の片持部の床版を端ブラケット等で支持しない場合は、桁端部から死荷重に対する床版支間長の間の床版については、T 荷重 (衝撃を含む) による曲げモーメントとして、11.2.3 に規定する値の 2 倍を用いる。なお、一般には、桁端部以外の片持部の床版の必要鉄筋量の 2 倍の鉄筋を配置すればよい。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.3.1 曲げモーメントを受ける床版 (2)	床版に生じる曲げモーメントが、(3) 又は (4) による制限値を超えない。 ただし、床版に生じる曲げモーメントの算出に用いる T 荷重及び死荷重による曲げモーメントは、11.2.3 の規定により算出する設計曲げモーメントを用いる。	床版に生じる曲げモーメントが、(3) 又は (4) による制限値を超えない。 ただし、T 荷重及び死荷重による曲げモーメントの算出には、11.2.3 の規定による曲げモーメントを特性値として用いる。

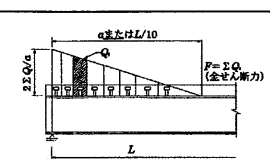
II-17

編・章	項	誤	正
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.3.3 せん断力を受ける ずれ止め (5)	ずれ止めに生じる水平せん断力は式(11.3.2)により算出する。この水平せん断力が、(6)による ずれ止めの水平せん断力の制限値を超えない。  $Q_d = \gamma_{pl} \cdot \gamma_{ql} \cdot Q_L \dots\dots\dots(11.3.2)$	ずれ止めに生じる水平せん断力は式(11.3.1)により算出する。この水平せん断力が、(6)による ずれ止めの水平せん断力の制限値を超えない。  $Q_d = \gamma_{pl} \cdot \gamma_{ql} \cdot Q_L \dots\dots\dots(11.3.1)$
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.4.1 曲げモーメント を受ける床版 (2)	床版に生じる曲げモーメントが、(3)又は(4)による制限値を超えない。 ただし、床版に生じる曲げモーメントの算出に用いる T 荷重及び死荷重による曲げモーメントは、11.2.3の規定により算出する設計曲げモーメントを用いる。	床版に生じる曲げモーメントが、(3)又は(4)による制限値を超えない。 ただし、T 荷重及び死荷重による曲げモーメントの算出には、11.2.3の規定による曲げモーメントを特性値として用いる。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.5 コンクリート系床版の疲労に対する耐久性能 (3)	$M_o$ : 11.2.3(1)から(3)に規定する設計曲げモーメント	$M_o$ : 11.2.3(1)から(3)に規定する曲げモーメント
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.5 コンクリート系床版の疲労に対する耐久性能 (7)	式(11.5.3)による疲労に対する床版の設計曲げモーメントに対して、(8)による各制限値を超えない。	式(11.5.3)による疲労に対する床版の曲げモーメントに対して、(8)による各制限値を超えない。

編・章	項	誤	正
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.5 コンクリート系床版の疲労に対する耐久性能 (7)	$M_d$ : 疲労に対する床版の設計曲げモーメント $M_{TL}$ : T 荷重による設計曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。 $M_{DL}$ : 死荷重による設計曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。	$M_d$ : 疲労に対する床版の曲げモーメント $M_{TL}$ : T 荷重による曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。 $M_{DL}$ : 死荷重による曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.5 コンクリート系床版の疲労に対する耐久性能 (8) 5)	プレストレストコンクリート床版及び PC 合成床版の PC 板は、Ⅲ編 9.5.2 の関連規定による。	プレストレストコンクリート床版及び PC 合成床版の PC 板は、Ⅲ編 9.5.1 の関連規定による。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.6 コンクリート系床版の内部鋼材の腐食に対する耐久性能 (2)	式(11.6.1)による内部鋼材の腐食に対する床版の設計曲げモーメントに対して、(3)による制限値を超えない。	式(11.6.1)による内部鋼材の腐食に対する床版の曲げモーメントに対して、(3)による制限値を超えない。
Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.6 コンクリート系床版の内部鋼材の腐食に対する耐久性能 (2)	ここに、 $M_d$ : 内部鋼材の腐食に対する床版の設計曲げモーメント $M_{DL}$ : 死荷重による設計曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。	ここに、 $M_d$ : 内部鋼材の腐食に対する床版の曲げモーメント $M_{DL}$ : 死荷重による曲げモーメントで、11.2.3の規定により算出する。

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.8.1 一般 (3) 3)	$k = k_0$ ( $L \leq 4$ ) $k = k_0 - (k_0 - 1) \times (L - 4) / 6$ ( $4 < L \leq 10$ ) $k = 1.0$ ( $L > 10$ )	$k = k_0$ ( $L \leq 4$ ) $k = k_0 - (k_0 - 1) \times (L - 4) / 6$ ( $4 < L \leq 10$ ) $k = 1.0$ ( $L > 10$ )
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.12 橋梁防護欄に作用する衝突荷重に対する照査 (4)	(3)に規定する作用のうち衝突荷重については、I編 11.1の規定に従い定める。T荷重及び死荷重による曲げモーメントは、11.2.3の規定により算出する設計曲げモーメントを考慮する。	(3)に規定する作用のうち衝突荷重については、I編 11.1の規定に従い定める。T荷重及び死荷重による曲げモーメントは、11.2.3の規定により算出する曲げモーメントを考慮する。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.12 橋梁防護欄に作用する衝突荷重に対する照査 (5)	コンクリート系床版は、(3)及び(4)により算出する設計曲げモーメントが、1)及び2)を満足する。	コンクリート系床版は、(3)及び(4)により算出する曲げモーメントが、1)及び2)を満足する。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.12 橋梁防護欄に作用する衝突荷重に対する照査 (5) 2)	プレストレスを導入する構造に対して、設計曲げモーメントが降伏曲げ耐力の0.9倍を超えない。	プレストレスを導入する構造に対して、曲げモーメントが降伏曲げ耐力の0.9倍を超えない。
II 鋼橋・鋼部材編 11 章	11.12 橋梁防護欄に作用する衝突荷重に対する照査 (6)	鋼床版は、(3)及び(4)により算出する設計曲げモーメントが、5章及び9章の規定に従い定める部材等の特性値を超えないように設計する。	鋼床版は、(3)及び(4)により算出する曲げモーメントが、5章及び9章の規定に従い定める部材等の特性値を超えないように設計する。
II 鋼橋・鋼部材編 12 章	12.5 床組の連結 (3)	フランジ上に取付ける場合は、	フランジ上に取り付ける場合は、
II 鋼橋・鋼部材編 13 章	13.3.2 引張フランジの自由突出部の板厚	鋼種にかかわらず	鋼種に関わらず

II-20

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 13 章	13.4.4 垂直補剛材の剛度、鋼種及び板厚 (3)	腹板の鋼種にかかわらず	腹板の鋼種に関わらず
II 鋼橋・鋼部材編 13 章	13.4.5 垂直補剛材の取付け方 (2) 3)	適当な間隔をあけて取付ける。	適当な間隔をあけて取り付ける。
II 鋼橋・鋼部材編 13 章	13.4.5 垂直補剛材の取付け方 (2) 4)	2)及び3)にかかわらず溶接する。	2)及び3)に関わらず溶接する。
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.3.1 一般	この節の規定による他、	この節の規定によるほか、
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.3.2 床版のコンクリートの設計基準強度 (1)	確保できるようにする他、	確保できるようにするほか、
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.3.4 床版の有効幅 (3)	45°として取扱う。	45°として取り扱う。
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.4.1 一般	この節の規定による他、	この節の規定によるほか、
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.5.2 床版のコンクリートの乾燥収縮及び床版のコンクリートと鋼桁との温度差により生じるせん断力		

II-21

編・章	項	誤	正
	(3) 図-14.5.1		
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.5.5 中間支点付近の ずれ止め (2)	中間支点付近のずれ止めの設計計算は、着目点の曲げモーメントの符号にかかわらず床版のコンクリート断面を有効として行ななければならない。	中間支点付近のずれ止めの設計計算は、着目点の曲げモーメントの符号に関わらず床版のコンクリート断面を有効として行ななければならない。
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.6.2 床版 (4)	鉄筋の応力度の制限値は 180N/mm <sup>2</sup> とする。ただし、14.3.5の規定により、桁断面の一部としての作用と床版としての作用とを同時に考慮する場合は、応力度の制限値を 20%増ししてよい。	鉄筋の引張応力度の制限値は 180N/mm <sup>2</sup> 、 <u>圧縮応力度の制限値は 260N/mm<sup>2</sup></u> とする。ただし、14.3.5の規定により、桁断面の一部としての作用と床版としての作用とを同時に考慮する場合は、 <u>応力度の制限値を 20%増ししてよい。</u>
II 鋼橋・鋼部材編 14 章	14.6.4 せん断力を受ける スタッド	$Q_i \leq 12.2d^2\sqrt{\sigma_{ck}} \quad H/d \geq 5.5$ $Q_i \leq 2.23dH\sqrt{\sigma_{ck}} \quad H/d < 5.5$	$Q_i \leq 12.2d^2\sqrt{\sigma_{ck}} \quad H/d \geq 5.5$ $Q_i \leq 2.23dH\sqrt{\sigma_{ck}} \quad H/d < 5.5$
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.2.2 トラスの二次応 力に対する配慮 (5)	中間支点到取付斜材等は、	中間支点到取り付斜材等は、
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.3.2 ガセット (4)	鋼材の種類にかかわらず、	鋼材の種類に関わらず、
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.3.2 ガセット (6) 表-15.3.1		ここに、 <u>t</u> :ガセットの板厚 (mm)
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.4.2 横構 (4)	圧縮弦に <u>取付け</u> られる横構	圧縮弦に <u>取り付け</u> られる横構
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.4.2 横構 (5)	弦材応力の一部を分担する <u>他</u> 、	弦材応力の一部を分担する <u>ほか</u> 、

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.4.4 橋門構	上弦材のフランジに直接 <u>取付け</u> るのがよい。	上弦材のフランジに直接 <u>取り付け</u> るのがよい。
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.4.4 橋門構	端柱の図心の位置に <u>取付け</u> 、	端柱の図心の位置に <u>取り付け</u> 、
II 鋼橋・鋼部材編 15 章	15.10 防せい防食	6 章及び 7 章の規定による <u>他</u> 、	6 章及び 7 章の規定による <u>ほか</u> 、
II 鋼橋・鋼部材編 16 章	16.7.2 アーチ構造の面 外座屈 (6)	(4)及び(5)にかかわらず、	(4)及び(5)に関わらず、
II 鋼橋・鋼部材編 16 章	16.7.2 アーチ構造の面 外座屈 (5)	$l = \phi\beta_z L$ $r = \sqrt{\left\{ I_z + A_g \left( \frac{b}{2} \right)^2 \right\} / A_g}$	$l = \phi\beta_z L$ $r = \sqrt{\left\{ I_z + A_g \left( \frac{b}{2} \right)^2 \right\} / A_g}$
II 鋼橋・鋼部材編 16 章	16.8 防せい防食	6 章及び 7 章の規定による <u>他</u> 、	6 章及び 7 章の規定による <u>ほか</u> 、
II 鋼橋・鋼部材編 17 章	17.4 荷重集中点及び屈 折部の補剛	I 型断面の場合に補剛材をそれぞれ適切に設け て、	I 形断面の場合に補剛材をそれぞれ適切に設け て、
II 鋼橋・鋼部材編 17 章	17.7 鋼製橋脚 (3)	この章及び 19 章の <u>他</u> 、	この章及び 19 章の <u>ほか</u> 、
II 鋼橋・鋼部材編 17 章	17.10 防せい防食	6 章及び 7 章の規定による <u>他</u> 、	6 章及び 7 章の規定による <u>ほか</u> 、
II 鋼橋・鋼部材編 18 章	18.2.4 ケーブル部材の 区分 (3)	200 万回の繰返し <u>繰返し</u> 載荷試験	200 万回の繰返し <u>繰返し</u> 載荷試験

編・章	項	誤	正																
II 鋼橋・鋼部材編 18 章	18.4 ケーブル部材の限界状態 3 表-18.4.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><math>\xi_1 \xi_2</math> (<math>\xi_1</math>と<math>\xi_2</math>の積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> <td>図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値</td> </tr> </tbody> </table>		$\xi_1 \xi_2$ ( $\xi_1$ と $\xi_2$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合		iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><math>\xi_1 \xi_2</math> (<math>\xi_1</math>と<math>\xi_2</math>の積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> <td>図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値</td> </tr> </tbody> </table>		$\xi_1 \xi_2$ ( $\xi_1$ と $\xi_2$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合		iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値
	$\xi_1 \xi_2$ ( $\xi_1$ と $\xi_2$ の積)																		
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方																		
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合																			
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値																		
	$\xi_1 \xi_2$ ( $\xi_1$ と $\xi_2$ の積)																		
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方																		
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合																			
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	図-18.4.1 及び 図-18.4.2 より定める値のうち小さい方に 1.4 を乗じた値																		
II 鋼橋・鋼部材編 18 章	18.4 ケーブル部材の限界状態 3 表-18.4.2	表-18.4.1	表-18.4.2																
II 鋼橋・鋼部材編 18 章	18.8 防せい防食	6 章及び 7 章の規定による他,	6 章及び 7 章の規定によるほか,																
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.2 一般	この章及び 5 章による他,	この章及び 5 章によるほか,																
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.6.3 ガゼット継手 (2)	補剛リブの取付け幅	補剛リブの取付幅																
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.6.3 ガゼット継手 (2) 図-19.6.2	図-19.6.2 ガゼット継手	図-19.6.2 ガゼット継手																
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.6.4 分岐継手 5)		5) 支管管端の切断は鋼管自動切断機によること。																

II-24

編・章	項	誤	正														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.6.6 単一鋼管部材 (1)	5 章の規定による他,	5 章の規定によるほか,														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.6.6 単一鋼管部材 (4) 図-19.6.7	単一鋼管部材の端部の溶接方法 ( $d \leq l/25$ )	単一鋼管部材の端部の溶接方法 ( $d \leq l/25$ )														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.1 軸方向圧縮力を受ける鋼管部材	ただし、部分係数は表-19.8.1により、 <u>局部座屈の影響を考慮した特性値の補正係数は式 (19.8.1) に示す値とする。</u>	ただし、部分係数は表-19.8.1により、 <u>局部座屈に対する圧縮応力度の特性値に関する補正係数は式 (19.8.1) に示す値とする。</u>														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.1 軸方向圧縮力を受ける鋼管部材	ここに、 $\rho_{crit}$ : 局部座屈の影響を考慮した特性値の補正係数 $R$ : 鋼管の半径 (中心から外縁までの距離) (mm)	ここに、 $\rho_{crit}$ : 局部座屈に対する圧縮応力度の特性値に関する補正係数 $R$ : 鋼管の半径 (中心から外縁までの距離) (mm)														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.1 軸方向圧縮力を受ける鋼管部材 表-19.8.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><math>\xi_2 \Phi_{Rt}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{Rt}</math>の積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </tbody> </table>		$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th><math>\xi_2 \Phi_{Rt}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{Rt}</math>の積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </tbody> </table>		$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合
	$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	
	$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	

II-25

編・章	項	誤	正														
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.2 軸方向引張力を受ける鋼管部材 表-19.8.2	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><math>\xi_2 \Phi_{Rt}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{Rt}</math>の積)</td> </tr> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </table>		$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><math>\xi_2 \cdot \Phi_{Rt}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{Rt}</math>の積)</td> </tr> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </table>		$\xi_2 \cdot \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合
	$\xi_2 \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	
	$\xi_2 \cdot \Phi_{Rt}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{Rt}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.4 せん断力を受ける鋼管部材 表-19.8.4	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><math>\xi_2 \Phi_{R_s}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{R_s}</math>の積)</td> </tr> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </table>		$\xi_2 \Phi_{R_s}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{R_s}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td><math>\xi_2 \cdot \Phi_{R_s}</math> (<math>\xi_2</math>と<math>\Phi_{R_s}</math>の積)</td> </tr> <tr> <td>i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合</td> <td rowspan="2">1.00</td> </tr> <tr> <td>iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合</td> </tr> </table>		$\xi_2 \cdot \Phi_{R_s}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{R_s}$ の積)	i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85	ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00	iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合
	$\xi_2 \Phi_{R_s}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{R_s}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	
	$\xi_2 \cdot \Phi_{R_s}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{R_s}$ の積)																
i) ii) 及び iii) 以外の作用の組合せを考慮する場合	0.85																
ii) 3.5(2)3) で㊸を考慮する場合	1.00																
iii) 3.5(2)3) で㊹を考慮する場合																	
II 鋼橋・鋼部材編 19 章	19.8.6 軸方向圧縮力及びせん断力を受ける鋼管部材	軸方向圧縮力応力度及び曲げに伴うせん断応力度が同時に作用する鋼管部材が、	軸方向圧縮力応力度及び曲げに伴うせん断応力度が同時に作用する鋼管部材が、														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.2 一般 (1)	施工条件等により、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等が満たされない場合には	施工条件等により、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足しない場合には														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.3 施工要領書	施工の方法及び手順並びに検査の方法等に関する要領を定めなければならない。	施工の方法及び手順、検査の方法等に関する要領を定めなければならない。														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.4 検査 (2)	施工の難易、材料の種類等を勘案して適切に検査項目を選定して検査を実施するとともに、	施工の難易、材料の種類等を勘案して適切に検査項目を設定して検査を実施するとともに、														

編・章	項	誤	正																														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.5 施工に関する記録	設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が行われたことの確認及び維持管理に	設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が <u>確実に</u> 行われたことの確認及び維持管理に																														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.7.1 加工 (2) 5) ii) 表-20.7.1	注：a) 最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大粗さ $R_z$ とする。	注：a) 最大表面粗さとは、JIS B 0601 : 2001 に規定する最大粗さ $R_z$ とする。																														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.7.1 加工 (2) 9) ii) 表-20.7.4	<table border="1"> <tr> <th>鋼種</th> <th>鋼材表面温度</th> <th>冷却法</th> </tr> <tr> <td>鋼質鋼 (Q)</td> <td>750℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td>熱加工鋼質鋼 (TMQ)</td> <td><math>C_{eq} &gt; 0.38</math> 900℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>C_{eq} \leq 0.38</math> 900℃以下</td> <td>加熱直後水冷または空冷</td> </tr> <tr> <td>その他の鋼材</td> <td>900℃以下</td> <td>赤熱状態からの水冷を避ける</td> </tr> </table>	鋼種	鋼材表面温度	冷却法	鋼質鋼 (Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷	熱加工鋼質鋼 (TMQ)	$C_{eq} > 0.38$ 900℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷		$C_{eq} \leq 0.38$ 900℃以下	加熱直後水冷または空冷	その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷を避ける	<table border="1"> <tr> <th>鋼種</th> <th>鋼材表面温度</th> <th>冷却法</th> </tr> <tr> <td>鋼質鋼 (Q)</td> <td>750℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td>熱加工鋼質鋼 (TMQ)</td> <td><math>C_{eq} &gt; 0.38</math> 900℃以下</td> <td>空冷または空冷後600℃以下で水冷</td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>C_{eq} \leq 0.38</math> 900℃以下</td> <td>加熱直後水冷または空冷</td> </tr> <tr> <td>その他の鋼材</td> <td>900℃以下</td> <td>赤熱状態からの水冷を避ける</td> </tr> </table>	鋼種	鋼材表面温度	冷却法	鋼質鋼 (Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷	熱加工鋼質鋼 (TMQ)	$C_{eq} > 0.38$ 900℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷		$C_{eq} \leq 0.38$ 900℃以下	加熱直後水冷または空冷	その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷を避ける
鋼種	鋼材表面温度	冷却法																															
鋼質鋼 (Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																															
熱加工鋼質鋼 (TMQ)	$C_{eq} > 0.38$ 900℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																															
	$C_{eq} \leq 0.38$ 900℃以下	加熱直後水冷または空冷																															
その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷を避ける																															
鋼種	鋼材表面温度	冷却法																															
鋼質鋼 (Q)	750℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																															
熱加工鋼質鋼 (TMQ)	$C_{eq} > 0.38$ 900℃以下	空冷または空冷後600℃以下で水冷																															
	$C_{eq} \leq 0.38$ 900℃以下	加熱直後水冷または空冷																															
その他の鋼材	900℃以下	赤熱状態からの水冷を避ける																															
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.7.1 加工 (2) 10)	架設完了前に実部材を組み合わせたの寸法精度の確認や部材相互の取り合い等の確認（仮組立）を行う場合のボルト孔の精度 <u>けがきをする際は、完成後も残る場所には原則としてタガネ、ポンチきずをつけてはならない。</u>	架設完了前に実部材を組み合わせたの寸法精度の確認や部材相互の取り合い等の確認（仮組立）を行う場合のボルト孔の精度																														
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.7.1 加工 (2) 10) ii) 表-20.7.5	ボルト孔の貫通率及び停止	ボルト孔の貫通率及び停止率																														



編・章	項	誤		正			
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.8.6 外部きず検査 (2) 6) 表-20.8.8		欠陥の種類	補修方法		欠陥の種類	補修方法
		1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のもはグラインダー仕上げのみでよい。	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。僅かな痕跡のある程度のもはグラインダー仕上げのみでよい。
		2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要があれば再度組立溶接を行う。
		3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	3	溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.9.3 接合面の処理 (2) 2) 表-20.9.2		項目	条件		項目	条件
			接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 $\mu$ m 以上		接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 $\mu$ m 以上
			接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 $\mu$ m		接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 $\mu$ m
			乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上		乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上
			亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 程度以上		亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 $\mu$ m 程度以上
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.11.3 架設部材の品質の確保 (2) 4)	損傷しないよう慎重に取扱う。		損傷しないよう慎重に取り扱う。			

II-30

編・章	項	誤	正
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.12.1 一般 (2)	この節による他,	この節によるほか,
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.12.4 鉄筋の加工及び配筋 (2)	(3)による他,	(3)によるほか,
II 鋼橋・鋼部材編 20 章	20.12.5 コンクリートの品質管理 (3)	(4)から(7)による他,	(4)から(7)によるほか,

II-31

編・章	項	誤	正
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 1章	1.2 用語の定義 (4)	通常の構造解析仮定に従って	通常の構造解析の仮定に従って
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 1章	1.4 設計の前提となる材 料の条件 (1)	その材料がおかれる環境、施工、維持管理等の条 件との関係において、設計の前提として求められる 機械的性質及び化学的特性が明らかであると ともに、	その材料が置かれる環境、施工、維持管理等の条 件との関係において、設計の前提として求められる 機械的特性及び化学的特性が明らかであると ともに、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 1章	1.7 設計図等に記載すべ き事項 (2)	I編 1.9に規定する事項の他、	I編 1.9に規定する事項のほか、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 1章	1.7 設計図等に記載すべ き事項 (2) 4)	設計で前提とした維持管理に関する事項	設計の前提とした維持管理に関する事項
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.1 総則 (2)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.1 総則 (3)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.1 総則 (6)	I編 1.8.2に規定される設計の手法のうち、	I編 1.8.2に規定する設計の手法のうち、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.3 作用の組合せ及び荷 重係数 (1)	耐荷性能の照査で考慮する状況	耐荷性能の照査において考慮する状況

Ⅲ-1

編・章	項	誤	正
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.4.1 一般 (1)	耐荷性能の照査で考慮する状態の限界を、	耐荷性能の照査において考慮する状態の限界を、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.4.1 一般 (6)	(5)による他、	(5)によるほか、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.4.2 コンクリート橋の 上部構造の限界状態 (2)	耐荷力が想定する範囲内で確保できる限界の状態 とする。	耐荷力が想定する範囲で確保できる限界の状態と する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.4.3 コンクリート部材 等の限界状態 (1) 2)	部材等の機能を低下させる変位	部材等の能力を低下させる変位
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1)	部材等の耐荷性能に応じて定まる 3.4.3 に規定す る部材等の	部材等の耐荷性能に応じて定める 3.4.3 に規定す る部材等の
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.1)	$\Sigma S_i (Y_{qi} Y_{pi} P_i) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_s$	$\Sigma S_i (Y_{pi} Y_{qi} P_i) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_s$
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.2)	$\Sigma S_i (Y_{qi} Y_{pi} P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_U$	$\Sigma S_i (Y_{pi} Y_{qi} P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_U$
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 2)	区別しがたい場合には、	区別し難い場合には、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (6)	(6) 式(3.5.1)及び式(3.5.2)の調査・解析係数 は 0.90 を標準値として、	(6) 式(3.5.1)及び式(3.5.2)の調査・解析係数は 0.90 を標準として、

Ⅲ-2

編・章	項	誤	正
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.7 構造解析 (3) 2)	橋及びそれを構成する部材等を骨組み、格子及び版としてモデル化する。	橋及びそれを構成する部材等を骨組、格子及び版としてモデル化する。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.8 その他の必要事項 3.8.1 一般 (1)	3.5 及び 3.6 に規定する耐荷性能及び耐久性性能の照査の他、	3.5 及び 3.6 に規定する耐荷性能及び耐久性性能の照査のほか、
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.8.2 構造設計上の配慮事項 (3)	検討すべき箇所とすることを標準とする。	検討すべき箇所とすることを標準とする。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.8.2 構造設計上の配慮事項 (4)	構造であるよう検討すべき箇所とすることを	構造であるよう検討すべき箇所とすることを
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 3章	3.8.2 構造設計上の配慮事項 (5)	定着構造については検討すべき箇所とすることを	定着構造については検討すべき箇所とすることを
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.1.2 コンクリート部材の種別 (4)	プレストレスを導入する構造の設計では、5.1.1(1)の4)5)6)を満足するようプレストレスを導入し、	プレストレスを導入する構造の設計では、5.1.1(1)の4)から6)を満足するようプレストレスを導入し、
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.1.2 コンクリート部材の種別 (5)	鉄筋コンクリート構造の設計では、5.1.1(1)の4)5)6)を満足するよう、5.2の規定に従い鉄筋を配置しなければならない。	鉄筋コンクリート構造の設計では、5.1.1(1)の4)から6)を満足するよう、5.2の規定に従い鉄筋を配置しなければならない。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.1.3 相反応力部材 (4)	この場合の活荷重は荷重係数を	この場合の活荷重(衝撃を含む)は荷重係数を

編・章	項	誤	正
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.1.5 設計計算におけるその他の前提条件の検討 (1)	コンクリート部材の設計計算においては、5.1.1の規定を満足する他、(2)及び(3)の規定を満足しなければならない。	コンクリート部材の設計計算においては、5.1.1の規定を満足するほか、(2)及び(3)の規定を満足しなければならない。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.2 鉄筋の配置 (3)	部材設計における耐荷性能上及び耐久性上	部材設計における耐荷性能及び耐久性性能
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.4 鉄筋、PC鋼材及びシースのあき (2) 2)	1)による他、コンクリート打込み及び締固め用のあきを確保する。	1)によるほか、コンクリート打込み及び締固め用のあきを確保する。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.4 鉄筋、PC鋼材及びシースのあき (2) 6)	主鉄筋のあきは、1)から3)の規定による他、鉄筋の直径の1.5倍以上とする。	主鉄筋のあきは、1)から3)の規定によるほか、鉄筋の直径の1.5倍以上とする。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.5 鉄筋の定着 (3) 3)	定着板等を取付けて	定着板等を取り付けて
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.5 鉄筋の定着 (7)	ただし、正鉄筋の本数の1/3以上は、曲上げずに支点をこえて圧縮部のコンクリートに定着する。	ただし、正鉄筋の本数の1/3以上は、曲上げずに支点を越えて圧縮部のコンクリートに定着する。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.5 鉄筋の定着 (8)	ただし、負鉄筋の本数の1/3以上は、曲下げずに反曲点をこえて、支間の1/16以上で、かつ部材の有効高に等しい長さ以上のばして定着する。	ただし、負鉄筋の本数の1/3以上は、曲下げずに反曲点を越えて、支間の1/16以上で、かつ部材の有効高に等しい長さ以上のばして定着する。
Ⅲコンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.5 鉄筋の定着 (9)	さらにそれに平行に折曲げ、圧縮部のコンクリートに定着することを原則とする。	さらにそれに平行に折り曲げ、圧縮部のコンクリートに定着することを原則とする。

編・章	項	誤	正																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.5 鉄筋の定着 (10)	なお、大きなねじりモーメントが作用する部材では、軸方向鉄筋全体を取囲み、	なお、大きなねじりモーメントが発生する部材では、軸方向鉄筋全体を取囲み、																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.7 鉄筋の継手 (3) 2) 表-5.2.4	重ね継手長又は定着長を算出する場合の鉄筋の引張応力度の基本値	重ね継手長又は定着長を算出する場合の鉄筋の引張応力度																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.7 鉄筋の継手 (3) 2) 表-5.2.5	<table border="1"> <tr> <td>付着応 力度の 基本値</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> </table>	付着応 力度の 基本値	1.4	1.6	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	<table border="1"> <tr> <td>付着応 力度</td> <td>1.40</td> <td>1.60</td> <td>1.70</td> <td>1.80</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> <td>2.00</td> </tr> </table>	付着応 力度	1.40	1.60	1.70	1.80	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
付着応 力度の 基本値	1.4	1.6	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0														
付着応 力度	1.40	1.60	1.70	1.80	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00														
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.8 軸方向力又は曲げモーメントに対する軸方向鉄筋及びPC鋼材の配置 (1)	棒部材及び版部材の断面に作用する軸方向力又は曲げモーメントに対し、	棒部材及び版部材の断面に発生する軸方向力又は曲げモーメントに対し、																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.8 軸方向力又は曲げモーメントに対する軸方向鉄筋及びPC鋼材の配置 (3) 1) 式(5.2.2)	$A_{st} \geq 0.005b_w \cdot d$	$A_{st} \geq 0.005b_w \cdot d$																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.8 軸方向力又は曲げモーメントに対する軸方向鉄筋及びPC鋼材の配置 (3) 2)	引張側の軸方向鉄筋量が約合鋼材量以下となる。	引張側の軸方向鉄筋量が約合い鋼材量以下となる。																				
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.9 せん断力に対する鉄筋の配置 (2) 5) 式(5.2.4)	$A_w \geq 0.002b_w \cdot a \cdot \sin\theta$	$A_w \geq 0.002b_w \cdot a \cdot \sin\theta$																				

III-5

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.10 ねじりモーメントに対する鉄筋の配置 (3)	版部材においては、ねじりモーメントの作用位置を考慮し、	版部材においては、ねじりモーメントの発生する位置を考慮し、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.10 ねじりモーメントに対する鉄筋の配置 (4)	版部材に作用するねじりモーメントと等価な曲げモーメント及びせん断力に抵抗できるよう鉄筋を配置し、	版部材に発生するねじりモーメントと等価な曲げモーメント及びせん断力に抵抗できるよう鉄筋を配置し、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.11 ディープビームの形状及び鉄筋の配置 (2) 2)	ディープビームの引張主鉄筋は、はり全長にわたり配置し、支点をこえて定着する。	ディープビームの引張主鉄筋は、はり全長にわたり配置し、支点を超えて定着する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.2.12 コーベルの形状及び鉄筋の配置 (2) 4)	前方まで伸ばして配置する	前方まで伸ばして配置する
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.3.1 PC鋼材の配置 (4) 3)	荷重組合せにより曲げモーメントの符号が	作用の組合せにより曲げモーメントの符号が
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.3.1 PC鋼材の配置 (4) 4)	PC鋼材は、コンクリート生じる腹圧力が少なくなるよう考慮して配置する。	PC鋼材は、コンクリートに生じる腹圧力が少なくなるよう考慮して配置する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.3.1 PC鋼材の配置 (5)	下面に沿って伸ばし	下面に沿ってのばし
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.4.1 鉄筋コンクリート構造 (5) 式(5.4.1)	$\sigma_s = \frac{1.15S_s \cdot a}{\Sigma A_w \cdot d(\sin\theta + \cos\theta)}$	$\sigma_s = 1.15S_s \Sigma \frac{a}{A_w \cdot d(\sin\theta + \cos\theta)}$

III-6

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.4.1 鉄筋コンクリート構造 (6)	$M_t$ : 部材断面に作用するねじりモーメント (N・mm)	$M_t$ : 部材断面に発生するねじりモーメント (N・mm)
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.4.2 プレストレスを導入するコンクリート構造 (3)	$S_d$ : 部材断面に作用するせん断力 (N)	$S_d$ : 部材断面に発生するせん断力 (N)
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.4.2 プレストレスを導入するコンクリート構造 (3)	$M_t$ : 部材断面に作用するねじりモーメント (N・mm)	$M_t$ : 部材断面に発生するねじりモーメント (N・mm)
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.5.4 曲げモーメント、軸方向力、せん断力及びねじりモーメントを受ける部材 (2)	部材断面に生じる曲げモーメントに対して、5.5.1の規定を満足する。	部材断面に生じる曲げモーメント及び軸方向力に対して、5.5.1の規定を満足する。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.2 せん断力を受ける部材 (8)	$P_{pu}$ : 押抜きせん断耐力 (N) の特性値で、式(5.7.2)により算出する。	$P_{pu}$ : 押抜きせん断耐力の特性値 (N) で、式(5.7.2)により算出する。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.2 せん断力を受ける部材 (8)	$\tau_{pc}$ : 押抜きせん断応力度の基本値で表-5.7.1による。	$\tau_{pc}$ : 押抜きせん断応力度の基本値 (N/mm <sup>2</sup> ) で表-5.7.1による。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.2 せん断力を受ける部材 (8) 表-5.7.1	押抜きせん断応力度の基本値	押抜きせん断応力度
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.3)	$M_{tucd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{tuc} M_{tuc}$	$M_{tugd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{tug} M_{tug}$

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.3)	ここに、 $M_{tucd}$ : 部材の斜引張破壊に対するねじりモーメントの制限値 (N・mm)	ここに、 $M_{tugd}$ : 部材の斜引張破壊に対するねじりモーメントの制限値 (N・mm)
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.3)	$\xi_2 \Phi_{tuc}$ : 部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.7.3に示す値とする。	$\xi_2 \Phi_{tug}$ : 部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.7.3に示す値とする。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.3)	$M_{tuc}$ : 部材の斜引張破壊に関するねじり耐力の特性値で式(5.7.4)により算出した値の小さい方の値とする。	$M_{tug}$ : 部材の斜引張破壊に関するねじり耐力の特性値 (N・mm) で式(5.7.4)により算出した値の小さい方の値とする。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 表-5.7.3	調査・解析係数、抵抗係数及び部材・構造係数	調査・解析係数、部材・構造係数及び抵抗係数
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 表-5.7.3	$\xi_2 \Phi_{tuc}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{tuc}$ の積)	$\xi_2 \Phi_{tug}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{tug}$ の積)
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.4)	$M_{tuc} = \frac{1.6b_t h_t A_{wt} \sigma_{syk}}{a}$ $M_{tuc} = \frac{0.8b_t h_t A_{lt} \sigma_{syk}}{b_t + h_t}$	$M_{tug} = \frac{1.6b_t h_t A_{wt} \sigma_{sy}}{a}$ $M_{tug} = \frac{0.8b_t h_t A_{lt} \sigma_{sy}}{b_t + h_t}$
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (3) 式(5.7.4)	$\sigma_{syk}$ : 横方向及び軸方向鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )。	$\sigma_{sy}$ : 横方向及び軸方向鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )。
III コンクリート橋・コンクリート部材編 5章	5.7.3 ねじりモーメントを受ける部材 (4) 式(5.7.5)	$M_{tugd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{tug} M_{tug}$	$M_{tugd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{tuc} M_{tuc}$

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 式(5.7.5)	ここに、 $M_{tusd}$ : ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に対するねじりモーメントの制限値(N・mm)	ここに、 $M_{tucd}$ : ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に対するねじりモーメントの制限値(N・mm)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 式(5.7.5)	$\xi_2 \Phi_{tus}$ : 部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.7.4に示す値とする。	$\xi_2 \Phi_{tuc}$ : 部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.7.4に示す値とする。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 式(5.7.6)	$M_{tus}$ : ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に対するねじり耐力の特性値(N・mm)で式(5.7.6)により算出する。	$M_{tuc}$ : ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に対するねじり耐力の特性値(N・mm)で式(5.7.6)により算出する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 式(5.7.6)	$M_{tus} = \tau_{rmax} \cdot K_t$	$M_{tuc} = \tau_{rmax} \cdot K_t$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 表-5.7.4	調査・解析係数、 <u>抵抗係数</u> 、部材・構造係数	調査・解析係数、 <u>部材・構造係数及び抵抗係数</u>
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.3 ねじりモーメント を受ける部材 (4) 表-5.7.4	$\xi_2 \Phi_{tus}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{tus}$ の積)	$\xi_2 \Phi_{tuc}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{tuc}$ の積)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.4 曲げモーメント、軸 方向力、せん断力及びねじ りモーメントを受ける部材 (2)	(2) 部材断面に生じる曲げモーメントに対して、5.7.1の規定を満足する。	(2) 部材断面に生じる曲げモーメント及び軸 方向力に対して、5.7.1の規定を満足する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.5 支圧応力を受ける 部材 (2) 4)	ただし、 $\sigma_{ba} \leq 0.5k\sigma_{ck}$ とする。	ただし、 $\sigma_{ba} \leq 0.5k\sigma_{ck}$ とする。 $\sigma_{ck}$ : コンクリートの設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.7.5 支圧応力を受ける 部材 (2) 4) 表-5.7.5	調査・解析係数、 <u>抵抗係数及び部材・構造係数</u>	調査・解析係数、 <u>部材・構造係数及び抵抗係数</u>
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 式(5.8.2)	$S_{usd} = \xi_1 \xi_2 (\Phi_{uc} S_c + \Phi_{us} S_s) + \xi_1 \xi_2 \Phi_{up} S_p$	$S_{usd} = \xi_1 \xi_2 (\Phi_{uc} S_c + \Phi_{us} S_s) + \xi_1 \xi_2 \Phi_{up} S_p$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 式(5.8.2)	ここに、 $S_{ucd}$ : 斜引張破壊に対するせん断力の制限値(N)	ここに、 $S_{usd}$ : 斜引張破壊に対するせん断力の制限値(N)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 式(5.8.2)	$S_c$ : コンクリートが負担できるせん断力の特性値であり、以下の1)により算出する。	$S_c$ : コンクリートが負担できるせん断力の特性値(N)であり、以下の1)により算出する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 式(5.8.2)	$S_s$ : せん断補強鉄筋が負担できるせん断力の合計の特性値であり、以下の2)により算出する。	$S_s$ : せん断補強鉄筋が負担できるせん断力の合計の特性値(N)であり、以下の2)により算出する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 式(5.8.2)	$S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値であり、以下の3)により算出する。	$S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値(N)であり、以下の3)により算出する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	コンクリートが負担できるせん断力の特性値は、 $S_c \leq \tau_{cmax} b_w d$ 及び $M_0/M_d \leq 1.0$ の範囲で式(5.8.3)により算出する。	コンクリートが負担できるせん断力の特性値は、 $S_c \leq \tau_{cmax} b_w d$ 及び $M_0/M_d \leq 1.0$ の範囲で式(5.8.3)により算出する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	$M_d$ : 部材断面に作用する曲げモーメント(N・mm)	$M_d$ : 部材断面に発生する曲げモーメント(N・mm)

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	$S_d$ : 部材断面に作用するせん断力 (N)	$S_d$ : 部材断面に発生するせん断力 (N)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	$\tau_r$ : コンクリートが負担できる平均せん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> ) で、有効高、軸方向に配置された引張側の鉄筋等の鋼材比、繰り返し作用、	$\tau_r$ : コンクリートが負担できる平均せん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> ) で、有効高、軸方向に配置された引張側の鉄筋等の鋼材比、繰返し作用、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	ここに、 $\tau_c$ : コンクリートが負担できるせん断応力度の基本値で、表-5.8.5による。	ここに、 $\tau_c$ : コンクリートが負担できる平均せん断応力度の基本値 (N/mm <sup>2</sup> ) で、表-5.8.5による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1)	$\tau_{cmax}$ : コンクリートが負担できる最大のせん断力と等価なせん断応力度で、部材の全高さを $h$ としたときの $h/2$ の位置における	$\tau_{cmax}$ : コンクリートが負担できる最大のせん断力と等価なせん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> ) で、部材の全高さを $h$ としたときの $h/2$ の位置における
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 1) 表-5.8.5	表-5.8.5 コンクリートが負担できるせん断応力度の基本値 (N/mm <sup>2</sup> )	表-5.8.5 コンクリートが負担できる平均せん断応力度の基本値 (N/mm <sup>2</sup> )
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 2) 式(5.8.5)	$S_s = c_{ds} k \left( \sum \frac{A_w \sigma_{sky} d (\sin \theta + \cos \theta)}{1.15 a} \right)$	$S_s = c_{ds} k \left( \sum \frac{A_w \sigma_{sy} d (\sin \theta + \cos \theta)}{1.15 a} \right)$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 2)	$\sigma_{sky}$ : せん断補強鉄筋が負担できるせん断力の計算で見込むせん断補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )。	$\sigma_{sy}$ : せん断補強鉄筋が負担できるせん断力の計算で見込むせん断補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 3)	PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値は、	PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値 (N) は、

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (3) 3)	ここに、 $S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力 (N)。	ここに、 $S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値 (N)。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 式(5.8.7)	$S_{usd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{usw} S_{usw} + \xi_1 \xi_2 \Phi_{up} S_p$	$S_{ucd} = \xi_1 \xi_2 \Phi_{ucw} S_{ucw} + \xi_1 \xi_2 \Phi_{up} S_p$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 式(5.8.7)	ここに、 $S_{usd}$ : ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断力の制限値 (N)	ここに、 $S_{ucd}$ : ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断力の制限値 (N)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 式(5.8.7)	$S_{usw}$ : ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断耐力の特性値 (N) で以下の 1) による。	$S_{ucw}$ : ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断耐力の特性値 (N) で以下の 1) による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 式(5.8.7)	$S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値で (3)3) による。	$S_p$ : PC 鋼材の引張力が負担できるせん断力の特性値 (N) で (3)3) による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 式(5.8.7)	$\xi_2 \Phi_{usw}$ : ウェブコンクリートが負担できる平均せん断応力度に関する部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.8.9に示す値とする。	$\xi_2 \Phi_{ucw}$ : ウェブコンクリートが負担できる平均せん断応力度に関する部材・構造係数と抵抗係数の積で表-5.8.9に示す値とする。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 表-5.8.9	$\xi_2 \Phi_{usw}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{usw}$ の積)	$\xi_2 \Phi_{ucw}$ ( $\xi_2$ と $\Phi_{ucw}$ の積)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 1) 式(5.8.8)	$S_{usw} = \tau_{rmax} b_w d$	$S_{ucw} = \tau_{rmax} b_w d$

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (4) 1) 式(5.8.8)	ここに、 $S_{ugw}$ ：ウェブコンクリートの圧壊に対す るせん断耐力の特性値(N)	ここに、 $S_{ugw}$ ：ウェブコンクリートの圧壊に対す るせん断耐力の特性値(N)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.2 せん断力を受ける 部材 (5) 式(5.8.9)	引張側に配置された鉄筋等が部材軸となす角	引張側に配置された鉄筋等が部材軸となす <u>角度</u>
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.4 曲げモーメント、軸 方向力、せん断力及びねじ りモーメントを受ける部材 (2)	(2) 部材断面に生じる曲げモーメントに対し て、5.8.1の規定を満足する。	(2) 部材断面に生じる曲げモーメント及び <u>軸 方向力</u> に対して、5.8.1の規定を満足する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.4 曲げモーメント、軸 方向力、せん断力及びねじ りモーメントを受ける部材 (5) 式(5.8.10)	$\frac{S_d}{S_{ugd}} + \frac{M_t}{M_{tugd}} \leq 1.2$	$\frac{S_d}{S_{ugd}} + \frac{M_t}{M_{tugd}} \leq 1.2$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.4 曲げモーメント、軸 方向力、せん断力及びねじ りモーメントを受ける部材 (5) 式(5.8.10)	$S_{ugd}$ ：ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断 力の制限値(N)で式(5.8.7)により算出する。	$S_{ugd}$ ：ウェブコンクリートの圧壊に対するせん断 力の制限値(N)で式(5.8.7)により算出す る。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 5章	5.8.4 曲げモーメント、軸 方向力、せん断力及びねじ りモーメントを受ける部材 (5) 式(5.8.10)	$M_{tugd}$ ：ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に 対するねじりモーメントの制限値(N・mm)で 式(5.7.5)により定める。	$M_{tugd}$ ：ウェブ又はフランジコンクリートの圧壊に 対するねじりモーメントの制限値(N・mm)で 式(5.7.5)により定める。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.1 一般 (4)	鋼材の腐食に対する耐久性確保の方法を選定する にあたっては、I編6.2の規定による <u>他</u> 、	鋼材の腐食に対する耐久性確保の方法を選定する にあたっては、I編6.2の規定による <u>ほか</u> 、

III-13

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.1 一般 (6)	鋼材の腐食に関してはII編7章による <u>他</u> 、この編 の6.2の規定による。また、コンクリート部材の 疲労の影響は6.3の規定による <u>他</u> 、床版及び支間 長が	鋼材の腐食に関してはII編7章による <u>ほか</u> 、この 編の6.2の規定による。また、コンクリート部材 の疲労の影響は6.3の規定による <u>ほか</u> 、床版及び 支間長が
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.2.2 耐久性確保の方法 (3)	せん断力及びねじりモーメントが <u>作用</u> する棒部材 及び版部材に対し、5.4.1の規定に従い鉄筋の引 張応力度を算出したときに、	せん断力及びねじりモーメントが <u>発生</u> する棒部材 及び版部材に対し、5.4.1の規定に従い鉄筋の引 張応力度を算出したときに、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.3.2 耐久性確保の方法 (2) 表-6.3.1	<u>応力度</u>	<u>部材の種類</u>
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.3.2 耐久性確保の方法 (2)	1.00(D+L+I+PS+CR+SH+E+HP+U)	1.00(D+L+PS+CR+SH+E+HP+U)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.3.2 耐久性確保の方法 (2)	曲げモーメント又は軸方向力、せん断力及びねじ りモーメントが <u>作用</u> する鉄筋コンクリート構造の 部材において、	曲げモーメント又は軸方向力、せん断力及びねじ りモーメントが <u>発生</u> する鉄筋コンクリート構造の 部材において、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 6章	6.3.2 耐久性確保の方法 (3)	式(6.3.1)による曲げモーメント及び軸方向力、せん 断力及びねじりモーメントが <u>作用</u> するプレスト レストコンクリート構造の部材において、	式(6.3.1)による曲げモーメント及び軸方向力、せん 断力及びねじりモーメントが <u>発生</u> するプレスト レストコンクリート構造の部材において、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 7章	7.1 適用の範囲 (2)	この章による <u>他</u> 、II編9章の接合部に関する規定 によらなければならない。	この章による <u>ほか</u> 、II編9章の接合部に関する規 定によらなければならない。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 7章	7.2 一般 (6)	接合部の耐久性に関する設計は、6章の規定によ る <u>他</u> 、7.4の規定による。	接合部の耐久性に関する設計は、6章の規定によ る <u>ほか</u> 、7.4の規定による。

III-14

編・章	項	誤	正
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.2 一般 (8)	隅角部の外側及び内側にそれぞれ引張りの曲げモーメントが作用するおそれがあるときの接合部の設計は、この章による他、15章の規定による。	接合部の外側及び内側にそれぞれ引張りの曲げモーメントが発生するおそれがあるときの接合部の設計は、この章によるほか、15章の規定による。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.2 一般 (9)	コンクリートプレキャスト部材どうしを連結する場合の接合部の設計は、この章による他、16章の規定による。	コンクリートプレキャスト部材どうしを連結する場合の接合部の設計は、この章によるほか、16章の規定による。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.3.1 一般 (1)	曲げモーメント、せん断力	曲げモーメント、軸方向力、せん断力
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.3.1 一般 (2) 1)	曲げモーメント又は軸圧縮力	曲げモーメント又は軸方向力
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.3.1 一般 (3)	ねじりモーメント及び軸力	ねじりモーメント及び軸方向力
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.3.3 異なる機能を有するコンクリート部材の連結 (1) 5)	連結する部材の主鉄筋は十分に伸ばし	連結する部材の主鉄筋は十分にのばし
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.3.3 異なる機能を有するコンクリート部材の連結 (2) 2)	定着長に加えて鉄筋を伸ばして定着する	定着長に加えて鉄筋をのばして定着する
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (2) 式(7.5.2)	$A_c = 4\pi D^2 \quad d \geq 4D$ $A_c = 4D(\pi D + (n-1)d)/n \quad d < 4D$	$A_c = 4\pi D^2 \quad d \geq 4D$ $A_c = 4D(\pi D + (n-1)d)/n \quad d < 4D$

Ⅲ-15

編・章	項	誤	正
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (2) 式(7.5.3)	$\sigma_{ck}$ をコンクリートの設計基準強度として、 $\sigma_{ck} \leq 60\text{N/mm}^2$ の範囲で式(7.5.3)により与えられる。	$\sigma_{ck}$ をコンクリートの設計基準強度として、 $\sigma_{ck} \leq 60\text{N/mm}^2$ の範囲で式(7.5.3)により与えられる。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (2) 式(7.5.3)	$\sigma_{ctr} = 0.23\sigma_{ck}^{\frac{2}{3}}$	$\sigma_{ctr} = 0.23\sigma_{ck}^{\frac{2}{3}}$
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (3) 表-7.5.2	抵抗係数、調査・解析係数、部材・構造係数	調査・解析係数、抵抗係数
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (5)	ただし、作用する引張応力度及びせん断応力度と制限値との関係は式(7.5.5)を満足する。	ただし、発生する引張応力度及びせん断応力度と制限値との関係は式(7.5.5)を満足する。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (5) 式(7.5.5)	$\left(\frac{\sigma_s}{\sigma_{yd}}\right)^2 + \left(\frac{\tau_s}{\tau_{yd}}\right)^2 \leq 1$	$\left(\frac{\sigma_s}{\sigma_{yd}}\right)^2 + \left(\frac{\tau_s}{\tau_{yd}}\right)^2 \leq 1$
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.2 アンカーボルトの限界状態1 (5) 式(7.5.5)	$\sigma_{yd}, \tau_{yd}$ : アンカーボルトの降伏に対する引張応力度及びせん断応力度の制限値で、式(7.5.6)で与えられる。	$\sigma_{yd}, \tau_{yd}$ : アンカーボルトの降伏に対する引張応力度及びせん断応力度の制限値(N/mm <sup>2</sup> )で、式(7.5.6)で与えられる。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.3 アンカーボルトの限界状態3 (1)	(1) せん断力及び引抜き力を受けるアンカーボルトが(2)を満足する場合には、限界状態3を超えないとみなしてよい。	(1) せん断力及び引抜き力を受けるアンカーボルトが(2)及び(3)を満足する場合には、限界状態3を超えないとみなしてよい。
Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 7章	7.5.3 アンカーボルトの限界状態3 (3)	$\sigma_s$ : アンカーボルト1本のあたりに生じる引張応力度(N/mm <sup>2</sup> ) $\tau_s$ : アンカーボルト1本のあたりに生じるせん断応力度(N/mm <sup>2</sup> )	$\sigma_s$ : アンカーボルト1本のあたりに生じる引張応力度(N/mm <sup>2</sup> ) $\tau_s$ : アンカーボルト1本のあたりに生じるせん断応力度(N/mm <sup>2</sup> )

Ⅲ-16

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 7章	7.5.3 アンカーボルトの 限界状態3 (3)	$\sigma_{UD}, \tau_{UD}$ : アンカーボルトの破断に対する引張応 力度及びせん断応力度の制限値は、式(7.5.9)で与 えられる。	$\sigma_{UD}, \tau_{UD}$ : アンカーボルトの破断に対する引張応 力度及びせん断応力度の制限値 $(N/mm^2)$ で、式 (7.5.9)で与えられる。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 7章	7.5.3 アンカーボルトの 限界状態3 (3) 式(7.5.8)	$\left(\frac{\sigma_s}{\sigma_{UD}}\right)^2 + \left(\frac{\tau_s}{\tau_{UD}}\right)^2 \leq 1$	$\left(\frac{\sigma_s}{\sigma_{UD}}\right)^2 + \left(\frac{\tau_s}{\tau_{UD}}\right)^2 \leq 1$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 8章	8.2 構造解析 (3)	3.3に規定される荷重組合せに対し、	3.3に規定される作用の組合せに対し、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 8章	8.2 構造解析 (4)	(3)による他、床版と桁の温度差に加え、横桁又 は隔壁と連結するその他の部材間の温度差を適切 に考慮しなければならない。	(3)によるほか、床版と桁の温度差に加え、横桁 又は隔壁と連結するその他の部材間の温度差を適 切に考慮しなければならない。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.3 床版の設計曲げモー メント (1)	床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメントを <u>T</u> 荷重による設計曲げモーメントとし、表-9.2.1 に 示す式で算出する。ただし、床版の支間が車両進 行方向に直角の場合の単純版、連続版及び片持版 の床版の支間方向の設計曲げモーメントは、	床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメントは、 表-9.2.1 に示す式で算出する。ただし、床版の支 間が車両進行方向に直角の場合の単純版、連続版 及び片持版の床版の支間方向の曲げモーメント は、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.3 床版の設計曲げモー メント (1) 表-9.2.1	T荷重 (衝撃を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの設計曲げモーメント	T荷重 (衝撃を含む) による床版の単位幅 (1m) あたりの曲げモーメント
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.3 床版の設計曲げモー メント (2)	A 活荷重で設計する橋においては、設計曲げモー メントは、表-9.2.1 に示す式で算出した値を20% 低減した値としてよい。	A 活荷重で設計する橋においては、曲げモーメン トを、表-9.2.1 に示す式で算出した値を20%低減 した値としてよい。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.3 床版の設計曲げモー メント (3)	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの 曲げモーメントを設計曲げモーメントとし、表- 9.2.2 に示す式より算出してよい。	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの 曲げモーメントは、表-9.2.2 に示す式より算出し てよい。

III-17

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.3 床版の設計曲げモー メント (3) 表-9.2.2	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの 設計曲げモーメント (kN・m/m)	等分布死荷重による床版の単位幅 (1m) あたりの 曲げモーメント (kN・m/m)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.5 鉄筋の種類及び配 置 (6)	$A'_{s2} \geq 0.8A_{s1}$	$A'_{s2} \geq 0.8A_{s1}$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.5 鉄筋の種類及び配 置 (6)	$A'_{s1} \geq 0.5A_{s2}$	$A'_{s1} \geq 0.5A_{s2}$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.2.8 片持版端部及び横 桁上の床版 (4)	片持版端部のT荷重による設計曲げモーメント は、表-9.2.1に規定する片持版のT荷重 (衝撃を 含む) による設計曲げモーメントの値の2倍とす る。	片持版端部のT荷重による曲げモーメントは、表 -9.2.1に規定する片持版のT荷重 (衝撃を含む) による曲げモーメントの値の2倍とする。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.3.1 曲げモーメントを 受ける床版の限界状態1 (2)	ただし、T荷重及び死荷重による曲げモーメント は、9.2.3の規定により算出する設計曲げモーメ ントを用いる。	ただし、T荷重及び死荷重による曲げモーメント の算出には、9.2.3の規定による曲げモーメント を特性値として用いる。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.4.1 曲げモーメントを 受ける床版の限界状態3 (2)	ただし、T荷重及び死荷重による曲げモーメント は、9.2.3の規定により算出する設計曲げモーメ ントを用いる。	ただし、T荷重及び死荷重による曲げモーメント の算出には、9.2.3の規定による曲げモーメント を特性値として用いる。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.1 床版の疲労に対す る耐久性能 (2)	ただし、疲労に対する床版の設計曲げモーメント は、式(9.5.1)による。	ただし、疲労に対する床版の曲げモーメントは、 式(9.5.1)による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.1 床版の疲労に対す る耐久性能 (2) 式(9.5.1)	ここに、 $M_d$ : 疲労に対する床版の設計曲げモーメ ント	ここに、 $M_d$ : 疲労に対する床版の曲げモーメント

III-18

編・章	項	誤	正
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.1 床版の疲労に対する耐久性能 (2) 式(9.5.1)	$M_{TL}$ : T 荷重による設計曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。	$M_{TL}$ : T 荷重による曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.1 床版の疲労に対する耐久性能 (2) 式(9.5.1)	$M_{DL}$ : 死荷重による設計曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。	$M_{DL}$ : 死荷重による曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.2 床版の内部鋼材の腐食に対する耐久性能 (2)	ただし、内部鋼材の腐食に対する床版の設計曲げモーメントは、式(9.5.2)による。	ただし、内部鋼材の腐食に対する床版の曲げモーメントは、式(9.5.2)による。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.2 床版の内部鋼材の腐食に対する耐久性能 (2) 式(9.5.2)	$M_d$ : 内部鋼材の腐食に対する床版の設計曲げモーメント	$M_d$ : 内部鋼材の腐食に対する床版の曲げモーメント
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.5.2 床版の内部鋼材の腐食に対する耐久性能 (2) 式(9.5.2)	$M_{DL}$ : 死荷重による設計曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。	$M_{DL}$ : 死荷重による曲げモーメントで、9.2.3の規定により算出する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 9章	9.6 橋梁防護柵に作用する衝突荷重に対する照査 (5)	(3)に規定する作用のうち T 荷重及び死荷重による曲げモーメントは、9.2.3の規定により算出する設計曲げモーメントを用いる。	(3)に規定する作用のうち T 荷重及び死荷重による曲げモーメントは、9.2.3の規定により算出する曲げモーメントを用いる。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.2.1 設計の基本 (3) 3)	曲線のコンクリート桁では、1)及び2)による他、10.2.4の規定による。	曲線のコンクリート桁では、1)及び2)によるほか、10.2.4の規定による。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.2.1 設計の基本 (4) 3)	曲線のコンクリート桁では、1)及び2)による他、10.2.4の規定による。	曲線のコンクリート桁では、1)及び2)によるほか、10.2.4の規定による。

編・章	項	誤	正
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.2.2 曲げモーメント又は軸方向力に対する有効断面 (3) 式(10.2.1)	ただし、連続版及び単純版の場合 $\lambda \leq l_b/2$ 片持版の場合 $\lambda \leq l_c$ 2) 中間横桁(間接支持された桁) $\lambda = \frac{n-1}{6}(l_b + b_w) + b_s$ ただし、連続版及び単純版の場合 $\lambda \leq l_t/2$ 片持版の場合 $\lambda \leq l_c$	ただし、連続版及び単純版の場合 $\lambda \leq l_b/2$ 片持版の場合 $\lambda \leq l_c$ 2) 中間横桁(間接支持された桁) $\lambda = \frac{n-1}{6}(l_b + b_w) + b_s$ ただし、連続版及び単純版の場合 $\lambda \leq l_t/2$ 片持版の場合 $\lambda \leq l_c$
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.2.2 曲げモーメント又は軸方向力に対する有効断面 (3) 表-10.2.1	有効幅算出用の支間長 $l$ の支間長 $l$	有効幅算出用の支間長 $l$
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.2.3 ねじりモーメントに対する有効断面 (3) 式(10.2.3)	ただし、片持部 $\lambda_t \leq l_c$ 中間部 $\lambda_t \leq l_b/2$	ただし、片持部 $\lambda_t \leq l_c$ 中間部 $\lambda_t \leq l_b/2$
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.3.1 一般 (5) 4)	桁の横方向に作用する曲げモーメント並びに桁の主方向に作用するせん断力及びねじりモーメントの影響	桁の横方向に生じる曲げモーメント並びに桁の主方向に生じるせん断力及びねじりモーメントの影響
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.4.1 一般 (2)	ねじり剛性、荷重分配効果を高める他、主桁から伝達される力、支承反力、	ねじり剛性、荷重分配効果を高めるほか、主桁から伝達される力、支承反力、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.4.3 箱桁橋の横桁及び隔壁 (5)	隔壁には適切に鉄筋を配置する他、隔壁に開口部を設ける場合、	隔壁には適切に鉄筋を配置するほか、隔壁に開口部を設ける場合、
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 10章	10.5.2 支承に支持された中間支点部又は橋脚に剛結された接合部の設計 (2) 1) 式(10.5.1)	ただし、 $M_1 \geq 0.9M$	ただし、 $M_1 \geq 0.9M$

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 11章	11.2 一般 (6)	合成桁構造は、施工工程を考慮し、施工段階毎の構造系の変化に応じた応力度及びそれらの合成応力度に対し、所要の安全性を確保する。	合成桁構造は、施工工程を考慮し、施工段階ごとの構造系の変化に応じた応力度及びそれらの合成応力度に対し、所要の安全性を確保する。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 11章	11.3.1 一般 (3)	経年の繰返し载荷の影響を考慮し、	経年の繰返し载荷の影響を考慮し、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 11章	11.3.2 桁と床版との接合部の限界状態1 (2) 表-11.3.1	調査・解析係数、抵抗係数	調査・解析係数、部材・構造係数及び抵抗係数
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 11章	11.3.3 桁と床版との接合部の限界状態3 (2) 式(11.3.3)	$p = \frac{\tau_b}{0.55 \cdot \sqrt{\sigma_y \sigma_{ck}}}$	$p = \frac{\tau_b}{0.55 \cdot \sqrt{\sigma_{sy} \sigma_{ck}}}$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 11章	11.3.3 桁と床版との接合部の限界状態3 (2) 式(11.3.3)	$\sigma_y$ : 鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )	$\sigma_{sy}$ : 鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 12章	12.2.1 設計の基本 (1)	所要の耐荷性能を満足する他、アーチリブがアーチとしての耐荷機構を成立させる形状を保持し、	所要の耐荷性能を満足するほか、アーチリブがアーチとしての耐荷機構を成立させる形状を保持し、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 13章	13.3.3 塔の設計 (4)	塔にあるケーブルの定着構造及び偏向部に鋼部材を用いる場合には、13.3.2に従う他、この編の7章及びII編の規定による。	塔にあるケーブルの定着構造及び偏向部に鋼部材を用いる場合には、13.3.2に従うほか、この編の7章及びII編の規定による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 14章	14.3.2 片持部のない単純主版の曲げモーメント (2) 式(14.3.1)	$l = l_s \quad (l_s/B \geq 1.5 \text{ の場合})$ $l = (l_s + l_n)/2 \quad (l_s/B < 1.5 \text{ の場合})$	$l = l_s \quad (l_s/B \geq 1.5 \text{ の場合})$ $l = (l_s + l_n)/2 \quad (l_s/B < 1.5 \text{ の場合})$

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 14章	14.3.2 片持部のない単純主版の曲げモーメント (2) 図-14.3.2	(b) $l_s/B \geq 1.5$ の場合	(b) $l_s/B \geq 1.5$ の場合
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 14章	14.4.1 一般 (1)	部材の耐荷性上及び耐久性上の前提	部材の耐荷性能及び耐久性上の前提
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 14章	14.4.1 一般 (7) 3) 図-14.4.2	(a) $l_s/B \geq 1.5$ の場合	(a) $l_s/B \geq 1.5$ の場合
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.1 適用の範囲	この章は、主としてラーメン構造及びラーメン橋脚における接合部及びはり部の設計に適用する。ただし、ラーメン橋脚のはり部については、この章による他、IV編及びV編の規定による。	この章は、主としてラーメン構造及びラーメン橋脚における接合部及びはりの設計に適用する。ただし、ラーメン橋脚のはり部については、この章によるほか、IV編及びV編の規定による。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.3 接合部の設計 (7)	少なくとも接合部の対角線 方向に平行に必要な	少なくとも接合部の対角線方向と平行に必要な
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.3 接合部の設計 (8) 1)	接合部に生じる曲げモーメント、せん断力及びねじりモーメントに対してはり部及び柱部として必要となる鉄筋が、隅角部に配置されている。	接合部に生じる曲げモーメント、軸方向力、せん断力及びねじりモーメントに対してはり及び柱として必要となる鉄筋が、接合部に配置されている。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.3 接合部の設計 (8) 2)	柱の主鉄筋を折曲げずにそのまま伸ばすか、はりの引張鉄筋付近まで伸ばしたうえで鉄筋を折曲げる等により、	柱の主鉄筋を折り曲げずにそのままのばすか、はりの引張鉄筋付近まで伸ばしたうえで鉄筋を折り曲げる等により、

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.4.2 内側引張の曲げモーメントを受ける端接合部 (3) 2)	$\sigma_s$ : 鉄筋の引張応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	$\sigma_s$ : 鉄筋の引張応力度 (N/mm <sup>2</sup> ) $M$ : 接合部に生じる曲げモーメント (N・mm)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.4.2 内側引張の曲げモーメントを受ける端接合部 (3) 2)	$Z$ : (図-15.4.2 参照)。部材断面の有効高 $d$ (mm)に対して $Z=7/8d$ としてよい。	$Z$ : (図-15.4.2 参照)。部材断面の有効高 $d$ (mm)に対して $Z=(7/8)d$ としてよい。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.5.2 内側引張の曲げモーメントを受ける端接合部 (3)	$M_{rid}$ : 内側引張の曲げモーメントに対する制限値 (N・mm)	$M_{rid}$ : 内側引張の曲げモーメントに対する制限値 (N・mm)
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.5.2 内側引張の曲げモーメントを受ける端接合部 (3)	$\sigma_{sy}$ : 補強鉄筋の降伏強度の特性値	$\sigma_{sy}$ : 鉄筋の降伏強度の特性値
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.7 中間接合部の限界状態 3	いる場合には、接合部が限界状態 3 を超えないとみなしてよい。	いる場合には、 <u>中間接合部</u> が限界状態 3 を超えないとみなしてよい。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.8 はり部の設計 (1)	ラーメン構造の接合部付近のはり部における曲げモーメントに対する照査では、剛域、ハンチの影響、橋脚の形状等を考慮しなければならない。	ラーメン構造の接合部付近のはり部における曲げモーメントに対する照査では、剛域、ハンチの影響、橋脚の形状等を考慮しなければならない。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.8 はり部の設計 (2) 2)	接合部付近のはり部の設計曲げモーメントの算出は図-15.8.1のとおりとする。	接合部付近のはりの設計曲げモーメントの算出は図-15.8.1のとおりとする。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 15章	15.8 はり部の設計 (2) 4)	曲げモーメントに対する照査を行う断面は、柱部が矩形の場合には図 15.8.2 に示す位置とし、円形の場合には図-15.8.3 に示す位置とする。	曲げモーメントに対する照査を行う断面は、柱が矩形の場合には図 15.8.2 に示す位置とし、円形の場合には図-15.8.3 に示す位置とする。

編・章	項	誤	正
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.2 プレキャストセグメントの設計 (1)	プレキャストセグメントは、部材に作用する軸方向力又は曲げモーメント。	プレキャストセグメントは、部材に生じる曲げモーメント、軸方向力、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.3 接合部の設計 (1)	曲げモーメント、せん断力、	曲げモーメント、軸方向力、せん断力、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.1 接合面の構造 (1)	曲げモーメント、せん断力、	曲げモーメント、軸方向力、せん断力、
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.3 鋼製接合キーの強度	$\sigma_b$ : コンクリートが負担できる支圧応力度で、コンクリートの設計基準強度とする。	$\sigma_b$ : コンクリートが負担できる支圧応力度 (N/mm <sup>2</sup> )で、コンクリートの設計基準強度とする。
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.3 鋼製接合キーの強度	ここに、 $\tau_k$ : 鋼製接合キーに生じるせん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	ここに、 $\tau_k$ : 鋼製接合キーに生じるせん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> )
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.4 コンクリート製接合キーの強度 (1)式(16.4.7)	$S_v = k_k 2\sigma_{sk} A_v$ $S_{ss} = k_k \frac{0.8h\sigma_{sk}}{a} A_e$ $S'_{ss} = k_k \frac{0.8h'\sigma_{sk}}{a} A'_e$	$S_v = k_k 2\sigma_{sy} A_v$ $S_{ss} = k_k \frac{0.8h\sigma_{sy}}{a} A_e$ $S'_{ss} = k_k \frac{0.8h'\sigma_{sy}}{a} A'_e$
III コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.4 コンクリート製接合キーの強度 (1)式(16.4.7)	$\sigma_{sk}$ : スターラップ及び垂直方向補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )	$\sigma_{sy}$ : スターラップ及び垂直方向補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )

編・章	項	誤	正
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.4.5 曲げモーメント又は軸方向力を受ける接合部の限界状態1 (2)	ただし、接合面に生じる曲げモーメントは、3.3に規定する荷重の組合せに対して3.7の規定により算出する。	ただし、接合面に生じる曲げモーメントは、3.3に規定する作用の組合せに対して3.7の規定により算出する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 16章	16.5 コンクリートの打設を伴う接合部 (1) 4)	主桁と床版コンクリートの接合面の設計は11.3による他、少なくとも床版に作用しているプレストレス力によるせん断力を考慮する。	主桁と床版コンクリートの接合面の設計は11.3によるほか、少なくとも床版に作用しているプレストレス力によるせん断力を考慮する。
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 17章	17.5 施工に関する記録 7)	その他関連する施工及び維持管理に引き継ぐべき事項	その他関連する施工及び維持管理に引継ぐべき事項
Ⅲ コンクリート橋・ コンクリート部材 編 17章	17.7 レディーミクストコンクリート (2) 4)	また、試験頻度はJIS A 5308による他、協議して定める。	また、試験頻度はJIS A 5308によるほか、協議して定める。

編・章	項	誤	正
Ⅳ 下部構造編 1章	1.4 設計の前提となる材料の条件 (1)	その材料がおかれる環境や施工、	その材料が置かれる環境、施工、
Ⅳ 下部構造編 1章	1.5 設計の前提となる施工の条件 (2)	5章から14章までの規定は、	14章までの規定は、
Ⅳ 下部構造編 1章	1.7 設計図等に記載すべき事項 (2)	I編1.9に規定する事項の他、	I編1.9に規定する事項のほか、
Ⅳ 下部構造編 3章	3.1 総則 (2)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
Ⅳ 下部構造編 3章	3.1 総則 (3)	耐荷性能を有する他、	耐荷性能を有するほか、
Ⅳ 下部構造編 3章	3.1 総則 (5)	I編1.8.2に規定される設計の手法のうち、	I編1.8.2に規定する設計の手法のうち、
Ⅳ 下部構造編 3章	3.4.1 一般 (6)	(5)による他、	(5)によるほか、
Ⅳ 下部構造編 3章	3.4.2 下部構造の限界状態 (2)	耐荷力が想定する範囲内で確保できる限界の状態とする。	耐荷力が想定する範囲で確保できる限界の状態とする。
Ⅳ 下部構造編 3章	3.4.3 下部構造を構成する部材等の限界状態 (1) 2)	部材等の機能を低下させる変位	部材等の能力を低下させる変位
Ⅳ 下部構造編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.1)	$\sum S(\gamma_{qt}, \gamma_{pl}, P_i) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_S$	$\sum S(\gamma_{qt}, \gamma_{pl}, P_i) \leq \xi_1 \Phi_{RS} R_S$

編・章	項	誤	正												
IV下部構造編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 1) 式(3.5.2)	$\Sigma S_i(\gamma_{Qi}\gamma_{Ri}P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_u$	$\Sigma S_i(\gamma_{Qi}\gamma_{Ri}P_i) \leq \xi_1 \xi_2 \Phi_{RU} R_u$												
IV下部構造編 3章	3.5 耐荷性能の照査 (2) 2)	区別し <u>がたい</u> 場合には、	区別し <u>難い</u> 場合には、												
IV下部構造編 3章	3.8.1 一般	耐久性能の照査の <u>他</u> 、	耐久性能の照査の <u>ほか</u> 、												
IV下部構造編 3章	3.8.2 構造設計上の配 慮	構造設計に反映し <u>なければ</u> ならない。	構造設計に反映さ <u>せ</u> なければ <u>なら</u> ない。												
IV下部構造編 5章	5.2.6 水中で施工する 部材の設計 (2)	(2) III編式(5.2.1)により重ね継手長を算出 する際に用いるコンクリートの付着応力度 の <u>基本値</u> は、III編表-5.2.5によらず、表 -5.2.2による。	(2) III編式(5.2.1)により重ね継手長を算出 する際に用いるコンクリートの付着応力度 は、III編表-5.2.5によらず、表-5.2.2によ る。												
IV下部構造編 5章	5.2.6 水中で施工する 部材の設計 (2) 表-5.2.2	表-5.2.2 水中で施工する場所打ち杭及び地中 連続壁のコンクリートの呼び強度と設計基準 強度の関係及び付着応力度の <u>基本値</u> (N/mm <sup>2</sup> ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>コンクリートの呼び強度</td><td>～</td></tr> <tr><td>コンクリート設計基準強 度</td><td>～</td></tr> <tr><td>付着応力度の<u>基本値</u></td><td>～</td></tr> </table>	コンクリートの呼び強度	～	コンクリート設計基準強 度	～	付着応力度の <u>基本値</u>	～	表-5.2.2 水中で施工する場所打ち杭及び地中 連続壁のコンクリートの呼び強度と設計基準 強度の関係及び付着応力度 (N/mm <sup>2</sup> ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>コンクリートの呼び強度</td><td>～</td></tr> <tr><td>コンクリート設計基準強 度</td><td>～</td></tr> <tr><td>付着応力度</td><td>～</td></tr> </table>	コンクリートの呼び強度	～	コンクリート設計基準強 度	～	付着応力度	～
コンクリートの呼び強度	～														
コンクリート設計基準強 度	～														
付着応力度の <u>基本値</u>	～														
コンクリートの呼び強度	～														
コンクリート設計基準強 度	～														
付着応力度	～														
IV下部構造編 5章	5.2.7 せん断力を受け る部材の設計 (1) 1) ii)	せん断スパン比によるコンクリートの負担す る <u>せん断力</u> の割増係数は、1.0を標準とする。	せん断スパン比によるコンクリートの負担で きる <u>せん断力</u> の割増係数は、1.0を標準とする。												
IV下部構造編 6章	6.1 一般 (4)	I編6.2の規定による <u>他</u>	I編6.2の規定による <u>ほか</u>												

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 7章	7.2.1 橋脚及び橋台の 形式及び形状	橋脚並 <u>び</u> に橋台の形式及び形状は、	橋脚及 <u>び</u> 橋台の形式及び形状は、
IV下部構造編 7章	7.4.4 パラペット (2), (3), (4)	(2) (3)及び(4)に従う場合には、(1)を満足す るとみなしてよい。 (3) 橋台のパラペット及びたて壁との接合部 の設計にあたっては、土圧、橋台背面に作用 する活荷重及び踏掛版から作用する荷重を 考慮する。 (4)橋台のパラペットは、たて壁との接合部を 固定端とする片持ちばりとして設計する。	(2) (1)を満足するために、橋台のパラペッ トは、たて壁との接合部を固定端とする片持ち ばりとして設計することを標準とする。
IV下部構造編 7章	7.4.5 ウィング (2), (3), (4)	(2) (3)及び(4)に従う場合には、(1)を満足す るとみなしてよい。 (3) ウィング及びその接合部の設計にあたっ ては、活荷重と土圧を考慮する。 (4) ウィングは、壁に固定された片持版又は 壁とフーチングに固定された2辺固定版と して設計する。	(2) (1)を満足するために、ウィングは、壁に 固定された片持版又は壁とフーチングに固 定された2辺固定版として設計することを 標準とする。

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 7章	7.6 橋座部の設計 (4) 2)	$P_c$ : コンクリートの負担する耐力の特性値 (N) $P_s$ : 補強鉄筋の負担する耐力の特性値 (N) $\sigma_n$ : 鉛直力による支承下面の支圧応力度 (N/mm <sup>2</sup> ).	$P_c$ : コンクリートの負担する耐力(N) $P_s$ : 補強鉄筋の負担する耐力(N) $\sigma_n$ : 鉛直力による支承下面の支圧応力度 (N/mm <sup>2</sup> ).
IV下部構造編 7章	7.7.4 せん断力に対する設計 (3) 1)	3)で算出するせん断スパンがフーチングの有効高の2.5倍以下の場合、せん断スパン比によるコンクリートの負担するせん断力の割増係数は、表-7.7.1に示す値とする。  表-7.7.1 せん断スパン比によるコンクリートの負担するせん断耐力の割増係数 $c_{dc}$ $c_{dc}$ : せん断スパン比によるコンクリートの負担するせん断力の割増係数	3)で算出するせん断スパンがフーチングの有効高の2.5倍以下の場合、せん断スパン比によるコンクリートの負担できるせん断力の割増係数は、表-7.7.1に示す値とする。  表-7.7.1 せん断スパン比によるコンクリートの負担できるせん断力の割増係数 $c_{dc}$ $c_{dc}$ : せん断スパン比によるコンクリートの負担できるせん断力の割増係数
IV下部構造編 7章	7.7.4 せん断力に対する設計 (3) 2)	せん断スパンがフーチングの有効高の2.5倍以下の場合、せん断スパン比によるせん断補強鉄筋の負担するせん断耐力の低減係数は、式(7.7.3)により算出される値とする。 <u>永続作用支配的状況及び変動作用支配的状況に対する照査において、III編式(5.4.1)によりせん断補強鉄筋に生じる応力度を算出する場合には、III編式(5.4.1)中の<math>A_w</math>に式(7.7.3)により算出される低減係数を乗じる。</u>	せん断スパンがフーチングの有効高の2.5倍以下の場合、せん断スパン比によるせん断補強鉄筋が負担するせん断力の低減係数は、式(7.7.3)により算出される値とする。
IV下部構造編 7章	7.8.1 一般 (6) 2)	鋼桁端部を橋台に埋込み	鋼桁端部を橋台に埋め込み

IV-4

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 8章	8.4 基礎形式及び形状 (3)	直接基礎、ケーソン基礎又は柱状体深礎基礎を選定した場合には、支持層に支持させなければならない。	直接基礎、ケーソン基礎又は深礎基礎を選定した場合には、支持層に支持させなければならない。
IV下部構造編 8章	8.4 基礎形式及び形状 (4)	杭基礎のうちの支持杭基礎、鋼管矢板基礎、地中連続壁基礎又は組杭深礎基礎を選定した場合には、基礎先端を支持層に根入れさせなければならない。	杭基礎のうちの支持杭基礎、鋼管矢板基礎又は地中連続壁基礎を選定した場合には、基礎先端を支持層に根入れさせなければならない。
IV下部構造編 9章	9.4 形状寸法	基礎の安定並びに各部に発生する応力の他	基礎の安定並びに各部に発生する応力のほか
IV下部構造編 9章	9.5.1 基礎の変位の制限 (3) 1)	基礎底面に作用する水平荷重が、式(9.5.1)により算出される基礎底面地盤のせん断力の制限値を超えない。 $H_{dp}$ : 基礎の変位を抑制するための基礎底面地盤のせん断力の制限値 (kN)	基礎底面に生じるせん断地盤反力が、式(9.5.1)により算出される基礎底面のせん断地盤反力の制限値を超えない。 $H_{dp}$ : 基礎の変位を抑制するための基礎底面のせん断地盤反力の制限値 (kN)
IV下部構造編 9章	9.5.1 基礎の変位の制限 (3) 2)	基礎の根入れ部分に作用する水平荷重が、式(9.5.2)により算出される地盤の水平荷重の制限値を超えない。 $P_{dp}$ : 基礎の変位を抑制するための根入れ部分の地盤の水平荷重の制限値 (kN)	基礎の根入れ部分に生じる水平反力が、式(9.5.2)により算出される地盤の水平反力の制限値を超えない。 $P_{dp}$ : 基礎の変位を抑制するための根入れ部分の地盤の水平反力の制限値 (kN)
IV下部構造編 9章	9.5.5 水平荷重に対する抵抗の限界状態3 (2) 1)	基礎底面に作用する水平荷重が、式(9.5.6)により算出される基礎底面地盤のせん断力の制限値を超えない。 $H_d = \xi_1 \{\xi_2 \Phi_v\} H_u \cdots (9.5.6)$ ここに、 $H_d$ : 基礎底面地盤のせん断力の制限値 (kN)	基礎底面に生じるせん断地盤反力が、式(9.5.6)により算出される基礎底面のせん断地盤反力の制限値を超えない。 $H_d = \xi_1 \xi_2 \Phi_v H_u \cdots (9.5.6)$ ここに、 $H_d$ : 基礎底面のせん断地盤反力の制限値 (kN)

IV-5

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 9章	9.5.5 水平荷重に対する抵抗の限界状態3 (3) 1)	基礎の根入れ部分に作用する水平荷重が、式(9.5.8)により算出される地盤の水平荷重の制限値を超えない。 $P_d = \xi_1 (\xi_2 \Phi_U) P_p \dots (9.5.8)$ ここに、 $P_d$ : 根入れ部分の地盤の水平荷重の制限値 (kN)	基礎の根入れ部分に生じる水平反力が、式(9.5.8)により算出される地盤の水平反力の制限値を超えない。 $P_d = \xi_1 \xi_2 \Phi_U P_p \dots (9.5.8)$ ここに、 $P_d$ : 根入れ部分の地盤の水平反力の制限値 (kN)
IV下部構造編 10章	10.5.1 基礎の変位の制限 (2)	$W_s$ : 杭で置換えられる部分の土の有効重量 (kN)	$W_s$ : 杭で置き換えられる部分の土の有効重量 (kN)
IV下部構造編 10章	10.5.2 杭の軸方向押込み力に対する支持の限界状態1 (2) 1)	$W_s$ : 杭で置換えられる部分の土の有効重量 (kN)	$W_s$ : 杭で置き換えられる部分の土の有効重量 (kN)
IV下部構造編 10章	10.5.4 杭の軸方向引抜き力に対する抵抗の限界状態1 (2)	$P_d = \xi_1 \Phi_Y \lambda_n R_y + W$ $R_y$ : 地盤から決まる杭の降伏引抜き抵抗力の特性値 (kN) で、(3)に従って設定する。	$P_d = \xi_1 \Phi_Y \lambda_n E_y + W$ $E_y$ : 地盤から決まる杭の降伏引抜き抵抗力の特性値 (kN) で、(3)に従って設定する。
IV下部構造編 10章	10.6.3 杭の軸方向ばね定数 (2) 1)	$K_V$ : 杭の杭軸方向ばね定数(kN/m) $k_V$ : ただし、表-8.5.1に示す $\alpha$ は荷重組合せに地震の影響を含まない場合の値とする。	$K_V$ : 杭の軸方向ばね定数(kN/m) $k_V$ : ただし、表-8.5.1に示す $\alpha$ は作用の組合せに地震の影響を含まない場合の値とする。
IV下部構造編	10.8.3 PHC杭	PHC杭のPC鋼材としてJIS G 3137細形異形PC	PHC杭のPC鋼材としてJIS G 3137細形異形PC

編・章	項	誤	正
10章	(2)	鋼棒D種1号を用いる場合の材料強度の特性値は、表-10.8.5に示す値とする。  表-10.8.5 細形異形PC鋼棒D種1号の材料強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )	鋼棒D種1号を用いる場合の材料強度の特性値は、表-10.8.5に示す値とする。  表-10.8.5 細形異形PC鋼棒D種1号の材料強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> )
IV下部構造編 10章	10.8.3 PHC杭 (5)	$\sigma_s$ : PHC杭のせん断力の制限値の算出に用いるせん断補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> ) で、III編の表-4.1.1による。	$\sigma_s$ : PHC杭のせん断力の制限値の算出に用いるせん断補強鉄筋の降伏強度の特性値 (N/mm <sup>2</sup> ) で、III編表-4.1.1による。
IV下部構造編 10章	10.9.1 限界状態 (1)	$\delta_0$ : 10.9.2に規定する杭基礎の降伏変位の特性値(m)	$\delta_0$ : 10.9.2に規定する杭基礎の降伏変位 (m)
IV下部構造編 10章	10.9.2 基礎の降伏	杭基礎の降伏変位の特性値は、杭体の塑性化又は杭頭反力が上限値に達することにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。	杭基礎の降伏変位は、杭体の塑性化又は杭頭反力が上限値に達することにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。
IV下部構造編 10章	10.9.4 杭反力、変位及び杭体の断面力の計算 (2) 2) ii)	$p_{HV} = \eta_p \alpha_p p_U$ (10.9.7) $p_{HV}$ : 杭前面の水平地盤反力度の上限値 (kN/m <sup>2</sup> ) $p_U$ : 地震時の受働土圧強度 (kN/mm <sup>2</sup> ) で、	$p_{HV} = \eta_p \alpha_p p_U$ (10.9.7) ここに、 $p_{HV}$ : 杭前面の水平地盤反力度の上限値 (kN/m <sup>2</sup> ) $p_U$ : 地震時の受働土圧強度 (kN/m <sup>2</sup> ) で、
IV下部構造編 11章	11.4 形状寸法	基礎の安定、各部に発生する応力の他	基礎の安定並びに各部に発生する応力のほか

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 11章	11.6.2 地盤反力係数 (2) 6) 表-11.6.2	基礎前面の換算載荷幅 $B' = B_e (\leq \sqrt{B_e L_e})$ 基礎側面の換算載荷幅 $B' = D_e (\leq \sqrt{D_e L_e})$	基礎前面の換算載荷幅 $B' = B_e (\leq \sqrt{B_e L_e})$ 基礎側面の換算載荷幅 $B' = D_e (\leq \sqrt{D_e L_e})$
IV下部構造編 11章	11.8.2 側壁及び隔壁 (1)	ケーソン基礎の側壁及び隔壁の設計は、 <u>直角</u> 方向断面に対して行うとともに、	ケーソン基礎の側壁及び隔壁の設計は、 <u>鉛直</u> 方向断面に対して行うとともに、
IV下部構造編 11章	11.8.7 ニューマチックケーソン作業室天井スラブ及び天井スラブ吊桁	完成後の荷重の <u>他</u>	完成後の荷重の <u>ほか</u>
IV下部構造編 11章	11.9.1 限界状態 (1)	ここで、ケーソン基礎の降伏変位の制限値は、11.9.2に規定する基礎の降伏変位の <u>特性値</u> としてよい。	ここで、ケーソン基礎の降伏変位の制限値は、11.9.2に規定する基礎の降伏変位としてよい。
IV下部構造編 11章	11.9.2 基礎の降伏	ケーソン基礎の降伏変位の特性値は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。	ケーソン基礎の降伏変位は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。
IV下部構造編 12章	12.4 形状寸法	基礎の安定、 <u>各部</u> に発生する応力の <u>他</u>	基礎の安定 <u>並びに</u> 各部に発生する応力の <u>ほか</u>
IV下部構造編 12章	12.5.1 基礎の変位の制限	鋼管矢板基礎が、永続作用支配状況において10.5.1(2)及び(3)並びに11.5.1(3)の規定を満足する場合には、基礎に生じる変位が橋の機能に影響を与えないとみなしてよい。ただし、地盤から決まる鋼管矢板の極限支持力の特性値を推定式から算出する場合には、式(12.5.1)に	鋼管矢板基礎が、永続作用支配状況において10.5.1(2)及び(3)並びに11.5.1(3)の規定を満足する場合には、基礎に生じる変位が橋の機能に影響を与えないとみなしてよい。ただし、地盤から決まる鋼管矢板の極限支持力の特性値を推定式から算出する場合には、式(12.5.1)に

編・章	項	誤	正
		より求める。	より求める。 <u>また、上部構造から決まる変位の制限値が定められる場合には、その制限値を超えないことも満足する。</u>
IV下部構造編 12章	12.6.3 地盤反力度の上 限值 (2) 1)	また、基礎側面の水平方向せん断地盤反力度の上 限値は式(12.6.2)により求める。 <u>ここに、</u> 砂質土地盤の場合	また、基礎側面の水平方向せん断地盤反力度の上 限値は式(12.6.2)により求める。 砂質土地盤の場合
IV下部構造編 12章	12.8.2 鋼管矢板	完成後に作用する荷重の <u>他</u> 、	完成後に作用する荷重の <u>ほか</u> 、
IV下部構造編 12章	12.10.1 限界状態 (1)	ここで、鋼管矢板基礎の降伏変位の制限値は、12.10.2に規定する基礎の降伏変位の <u>特性値</u> としてよい。	ここで、鋼管矢板基礎の降伏変位の制限値は、12.10.2に規定する基礎の降伏変位としてよい。
IV下部構造編 12章	12.10.2 基礎の降伏	鋼管矢板基礎の降伏変位の特性値は、鋼管矢板の塑性化又は鋼管矢板の鉛直反力が上限値に達することにより、上部構造の慣性力作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。	鋼管矢板基礎の降伏変位は、鋼管矢板の塑性化又は鋼管矢板の鉛直反力が上限値に達することにより、上部構造の慣性力作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。
IV下部構造編 13章	13.4 形状寸法及び継手	基礎の安定、 <u>各部</u> に発生する応力の <u>他</u>	基礎の安定 <u>並びに</u> 各部に発生する応力の <u>ほか</u>
IV下部構造編 13章	13.5.1 基礎の変位の制限 (2)	$W_s$ : 基礎で <u>置換え</u> られる部分の土の有効重量 (kN)	$W_s$ : 基礎で <u>置き換え</u> られる部分の土の有効重量 (kN)
IV下部構造編 13章	13.5.2 鉛直荷重に対する支持の限界状態 1 (2) 1)	$W_s$ : 基礎で <u>置換え</u> られる部分の土の有効重量 (kN)	$W_s$ : 基礎で <u>置き換え</u> られる部分の土の有効重量 (kN)

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 13章	13.9.1 限界状態 (1)	ここで、地中連続壁基礎の降伏変位の制限値は、13.9.2に規定する基礎の降伏変位の <u>特性値</u> としてよい。	ここで、地中連続壁基礎の降伏変位の制限値は、13.9.2に規定する基礎の降伏変位としてよい。
IV下部構造編 13章	13.9.2 基礎の降伏	地中連続壁基礎の降伏変位の <u>特性値</u> は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。	地中連続壁基礎の降伏変位は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。
IV下部構造編 14章	14.4 形状寸法及び配列 (1)	基礎の安定、斜面の影響、 <u>各部</u> に発生する応力の <u>他</u> 、	基礎の安定、斜面の影響 <u>並びに</u> 各部に発生する応力の <u>ほか</u> 、
IV下部構造編 14章	14.6.2 地盤反力係数 (2) 3) i)	$k_{H0}$ : 斜面及び隣接杭の影響を考慮した基礎前面の水平方向地盤反力係数 $k_H$ : 水平方向地盤反力係数で、	$k_{H0}$ : 斜面及び隣接杭の影響を考慮した基礎前面の水平方向地盤反力係数 (kN/m <sup>2</sup> ) $k_H$ : 水平方向地盤反力係数 (kN/m <sup>3</sup> )で、
IV下部構造編 14章	14.7.3 柱状体深礎基礎 (2)	(2) 柱状体深礎基礎と橋脚柱及び橋台たて壁の接合部は、橋脚柱又は橋台たて壁から	(2) 柱状体深礎基礎と橋脚柱又は橋台たて壁の接合部は、橋脚柱又は橋台たて壁から
IV下部構造編 14章	14.8.1 限界状態 (1)	ここで、深礎基礎の降伏変位の制限値は、 <u>13.9.2</u> に規定する基礎の降伏変位の <u>特性値</u> としてよい。	ここで、深礎基礎の降伏変位の制限値は、 <u>14.8.2</u> に規定する基礎の降伏変位としてよい。
IV下部構造編 14章	14.8.2 基礎の降伏	深礎基礎の降伏変位の <u>特性値</u> は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。	深礎基礎の降伏変位は、基礎の塑性化、地盤の塑性化又は基礎の浮上りにより、上部構造の慣性力の作用位置での水平変位が急増し始めるときの値とする。
IV下部構造編 15章	15.2 一般 (1)	施工は、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足するように行わなければならない。ただし、施工条件等により、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等が <u>満たされ</u>	施工は、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足するように行わなければならない。ただし、施工条件等により、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等が <u>満足しな</u>

IV-10

編・章	項	誤	正
		<u>ない</u> 場合には、適用しようとする施工方法で橋の性能が確保されることを検証し、必要に応じて設計を見直したうえで施工方法を定める。	<u>い</u> 場合には、適用しようとする施工方法で橋の性能が確保されることを検証し、必要に応じて設計を見直したうえで施工方法を定める。
IV下部構造編 15章	15.3 施工要領書	施工にあたっては、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が行われることを確認できるよう、施工の方法及び手順 <u>並びに</u> 検査の方法等に関する要領を定めなければならない。	施工にあたっては、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が行われることを確認できるよう、施工の方法及び手順、 <u>検査</u> の方法等に関する要領を定めなければならない。
IV下部構造編 15章	15.4 検査 (2)	(1)を満足するためには、 <u>施工の難易及び材料の種類等</u> を勘案して適切に検査項目を <u>選定</u> して検査を実施するとともに、あらかじめ所要の施工品質が確保できることが確認された材料を用い、 <u>所定</u> の方法で施工が進められていることを確認しなければならない。	(1)を満足するためには、 <u>施工の難易、材料の種類等</u> を勘案して適切に検査項目を設定して検査を実施するとともに、あらかじめ所要の施工品質が確保できることが確認された材料を用いて、 <u>所定</u> の方法で施工が進められていることを確認しなければならない。
IV下部構造編 15章	15.5 施工に関する記録	施工に関する記録は、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が <u>確実</u> に行われたことの確認及び維持管理に用いることができるようにするため、 <u>以下の</u> 1)から 8)の事項について取得及び作成するとともに、保存しなければならない。	施工に関する記録は、設計の前提条件及び設計段階で定めた事項等を満足する施工が <u>確実</u> に行われたことの確認及び維持管理に用いることができるようにするため、1)から 8)の事項について取得及び作成するとともに、保存しなければならない。

IV-11

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 15章	15.7.6 杭の建込み	既製杭は、杭の性能を損なわないように、正確に建込まなければならない。	既製杭は、杭の性能を損なわないように、正確に建て込まなければならない。
IV下部構造編 15章	15.7.11 プレボーリング杭工法の掘削、沈設、ソイルセメント柱の造成及び保持 (6)	沈設中は、杭心のずれ及び傾斜並びに杭体に損傷が生じないようにする。	沈設中は、杭心のずれ及び傾斜並びに杭体の損傷が生じないようにする。
IV下部構造編 15章	15.7.12 鋼管ソイルセメント杭工法の掘削、沈設、ソイルセメント柱の造成及び保持 (5)	掘削中は、地質性状の変化や掘削抵抗に注意し、杭心のずれ、傾斜及び曲がりがないようにする。	掘削中は、地質性状の変化及び掘削抵抗に注意し、杭心のずれ、傾斜及び曲がりが生じないようにする。
IV下部構造編 15章	15.7.12 鋼管ソイルセメント杭工法の掘削、沈設、ソイルセメント柱の造成及び保持 (6)	沈設中は、杭心のずれ及び傾斜並びに鋼管に損傷が生じないようにする。	沈設中は、杭心のずれ及び傾斜並びに鋼管の損傷が生じないようにする。
IV下部構造編 15章	15.7.12 鋼管ソイルセメント杭工法の掘削、沈設、ソイルセメント柱の造成及び保持 (11)	掘削、沈設及びソイルセメント柱の造成に際しては、支持層への到達及び根固部の造成等を適切に確認できる方法により管理する。	掘削、沈設及びソイルセメント柱の造成に際しては、支持層への到達及び杭先端固化部の造成等を適切に確認できる方法により管理する。
IV下部構造編 15章	15.8.8 コンクリート工 (6)	トレミー下端は、打込んだコンクリート中に常に貫入しておく。	トレミー下端は、打ち込んだコンクリート中に常に貫入しておく。

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 15章	15.8.8 コンクリート工 (7)	打込み中にケーシングチューブの引抜きを行う場合には、鉄筋かごの共上りを防止するとともに、孔壁土砂を混入しないように、ケーシングチューブ下端は、打込んだコンクリート上面より常に下にしておく。	打込み中にケーシングチューブの引抜きを行う場合には、鉄筋かごの共上りを防止するとともに、孔壁土砂を混入しないように、ケーシングチューブ下端は、打ち込んだコンクリート上面より常に下にしておく。
IV下部構造編 15章	15.8.8 コンクリート工 (8)	打込んだコンクリートは、温度変化及び乾燥等による有害な影響を受けないように養生を行う。	打ち込んだコンクリートは、温度変化及び乾燥等による有害な影響を受けないように養生を行う。
IV下部構造編 15章	15.9.3 刃口	ケーソンの刃口は、掘削及びケーソン沈設時に損傷が生じず、かつ正確にケーソンを掘付けられるように施工しなければならない。	ケーソンの刃口は、掘削及びケーソン沈設時に損傷が生じず、かつ正確にケーソンを掘え付けられるように施工しなければならない。
IV下部構造編 15章	15.9.11 ケーソン底面の処理 (4)	1)ケーソン底面の掘削土等を除去したうえでコンクリートを打込む。 3)水中コンクリートは、ケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえで、トレミー又はコンクリートポンプを用いて連続的に打込む。 4)トレミー下端は、打込んだコンクリート中に常に貫入する。	1)ケーソン底面の掘削土等を除去したうえでコンクリートを打ち込む。 3)水中コンクリートは、ケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえで、トレミー又はコンクリートポンプを用いて連続的に打ち込む。 4)トレミー下端は、打ち込んだコンクリート中に常に貫入する。
IV下部構造編 15章	15.11.6 溝底処理 (2)	溝底処理は、掘削完了後に加え、鉄筋かごの建込み前にも行う。	溝底処理は、掘削完了後に加え、鉄筋かごの建込み前にも行わなければならない。
IV下部構造編 15章	15.12.4 掘削 (1)	掘削は、支持力等が適切に発揮されるよう行われなければならない。	掘削は、支持力等が適切に発揮されるよう行われなければならない。
IV下部構造編 15章	15.12.6 土留構造 (2)	土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。	土留材は脱落、変形及び緩みのないように組み立てなければならない。

編・章	項	誤	正
IV下部構造編 15章	15.12.8 鉄筋工	鉄筋は設計図等に従って加工し、適切な仮設計画のもと、必要な精度を確保し、所定の位置に <u>堅固に組立てなければならない</u> 。	鉄筋は設計図等に従って加工し、適切な仮設計画のもと、必要な精度を確保し、所定の位置に <u>堅固に組み立てなければならない</u> 。
IV下部構造編 15章	15.12.9 コンクリート工 (2)	コンクリートの施工は、(1)を満足するために、 <u>コンクリートの打込みは材料の分離を生じないように適切な方法で行う</u> 。	コンクリートの施工は、(1)を満足するために、 <u>打込みは材料の分離を生じないように適切な方法で行う</u> 。

IV-14

編・章	項	誤	正
V耐震設計編 1章	1.6 設計の前提となる材料の条件 (1)	使用する材料は、その材料が <u>おかれる環境や</u> 施工、維持管理等の条件との関係において、	使用する材料は、その材料が <u>置かれる環境、</u> 施工、維持管理等の条件との関係において、
V耐震設計編 1章	1.9 設計図等に記載すべき事項 (2)	I編1.9に規定する事項の <u>他</u>	I編1.9に規定する事項の <u>ほか</u>
V耐震設計編 2章	2.4.6 部材等の限界状態 (5)	II編3.4.1、III編3.4.1及びIV編3.4.1の規定による <u>他</u>	II編3.4.1、III編3.4.1及びIV編3.4.1の規定による <u>ほか</u>
V耐震設計編 2章	2.4.6 部材等の限界状態 (2)	耐力力が想定する <u>範囲内</u> で確保できる限界の状態とする。	耐力力が想定する <u>範囲</u> で確保できる限界の状態とする。
V耐震設計編 2章	2.4.6 部材等の限界状態 (5)2)	部材等の構造条件に応じた、部材等の耐力、非線形履歴特性及び破壊形態が、 <u>考慮</u> できる適切な知見に基づいた方法による。	部材等の構造条件に応じた、部材等の耐力、非線形履歴特性及び破壊形態が <u>考慮</u> できる適切な知見に基づいた方法による。
V耐震設計編 2章	2.5 耐力性能の照査 (2)2)	区分しがたい場合には、	区分し <u>難い</u> 場合には、
V耐震設計編 2章	2.5 耐力性能の照査 (2)2)	式(2.5.2)を <u>満足</u> することにより確認する。	式(2.5.2)で <u>満足</u> することにより確認する。
V耐震設計編 3章	3.1 地震動の特性値の設定 (1)	極めて <u>まれ</u> であるが、	極めて <u>稀</u> であるが、
V耐震設計編 4章	4.1.1 一般 (1)	設計振動単位 <u>毎</u> に	設計振動単位 <u>ごと</u> に

V-1

編・章	項	誤	正
V耐震設計編 4章	4.1.1 一般 (3)	部材毎に影響が最も大きくなる方向	部材ごとに影響が最も大きくなる方向
V耐震設計編 4章	4.1.1 一般 (4)	以下の1) 又は2) に該当する場合は、(3)による <u>他</u>	以下の1) 又は2) に該当する場合は、(3)による <u>ほか</u>
V耐震設計編 4章	4.1.2 動的解析に用いる場合の慣性力 (5)	設計振動単位毎に	設計振動単位ごとに
V耐震設計編 4章	4.1.4 設計振動単位 (1)	地震時に同一の振動をするとみなして慣性力の算出が行える構造系毎に橋を分割し	地震時に同一の振動をするとみなして慣性力の算出が行える構造系ごとに橋を分割し
V耐震設計編 4章	4.1.6 設計水平震度 (6)	設計振動単位毎に	設計振動単位ごとに
V耐震設計編 4章	4.2 地震時土圧 (4) 1)	背面が土とコンクリートの場合 れき質土 $K_{EA} = 0.21 + 0.90 k_h$ 砂質土 $K_{EA} = 0.24 + 1.08 k_h$	背面が土とコンクリートの場合 砂及び砂れき $K_{EA} = 0.21 + 0.90 k_h$ 砂質土 $K_{EA} = 0.24 + 1.08 k_h$
V耐震設計編 4章	4.2 地震時土圧 (4) 2)	背面が土と土の場合 れき質土 $K_{EA} = 0.22 + 0.81 k_h$ 砂質土 $K_{EA} = 0.26 + 0.97 k_h$	背面が土と土の場合 砂及び砂れき $K_{EA} = 0.22 + 0.81 k_h$ 砂質土 $K_{EA} = 0.26 + 0.97 k_h$
V耐震設計編 6章	6.2.4 せん断力を受ける部材 (3)	コンクリートの設計基準強度が $30\text{N/mm}^2$ 以下の場合で、以下の1)から3)による場合は、適切にせん断力の制限値を設定したとみなしてよい。	コンクリートの設計基準強度が $30\text{N/mm}^2$ 以下の場合で、以下の1)から3)による場合は、適切にせん断力の特性値を設定したとみなしてよい。
V耐震設計編 6章	6.2.5 塑性変形能を確保するための鉄筋コンクリート部材の構造細目	1 本の連続した鉄筋又は部材断面内部に継手を有する 2 組の鉄筋により部材断面を貫通させることを標準とする。ただし、部材断面内部におい	1 本の連続した鉄筋又は部材断面内部に継手を有する 2 本の鉄筋により部材断面を貫通させることを標準とする。ただし、部材断面内部におい

V-2

編・章	項	誤	正
	(2) 4) v)	て継手を設ける場合には、中間帯鉄筋の強度に相当する継手強度が確保できるように適切な継手構造を選定する。	て継手を設ける場合には、中間帯鉄筋の強度に相当する継手強度が確保できるように適切な継手構造を選定する。
V耐震設計編 7章	7.3 耐震設計上の土質定数を低減させる土層とその取扱い	耐震設計上の土質定数を低減させる土層とその取扱い	耐震設計上の土質定数を低減させる土層とその取扱い
V耐震設計編 8章	8.5 単柱式の鉄筋コンクリート橋脚の限界状態に対応する水平耐力及び水平変位 3)	$E_{des}$ : 下降勾配 ( $\text{N/mm}^2$ )	$E_{des}$ : 下降勾配 ( $\text{N/mm}^2$ ) で、式(6.2.5)により算出する。
V耐震設計編 8章	8.5 単柱式の鉄筋コンクリート橋脚の限界状態に対応する水平耐力及び水平変位 3)	断面形状にかかわらず	断面形状に関わらず
V耐震設計編 8章	8.7 一層式の鉄筋コンクリートラーメン橋脚の限界状態に対応する水平力及び水平変位 (2) 1)	8.5 の規定による他	8.5 の規定によるほか
V耐震設計編 8章	8.9.2 塑性変形能を確保するための構造細目 (2)	横拘束鉄筋の配置は 6.2.5 の規定による他	横拘束鉄筋の配置は 6.2.5 の規定によるほか

V-3

編・章	項	誤	正
V耐震設計編 8章	8.9.2 塑性変形能を確保するための構造細目 (4)	ラーメン橋脚の柱部材とはり部材の節点部においては、	ラーメン橋脚の柱部材とはり部材の接合部においては、
V耐震設計編 8章	8.9.2 塑性変形能を確保するための構造細目 (5) 3)	その節点部を取り囲むように補強鉄筋を配筋するものとする。	その接合部を取り囲むように補強鉄筋を配筋するものとする。
V耐震設計編 8章	8.10 鉄筋コンクリート橋脚の軸方向鉄筋の段落し (4)	段落し位置毎に	段落し位置ごとに
V耐震設計編 9章	9.4 鋼製橋脚の限界状態に対応する水平耐力及び水平変位 (3) 1)	$b_W$ : II編 5.4.3に規定する補剛板(ウェブ)の全幅(mm) $b_F$ : II編 5.4.3に規定する補剛板(フランジ)の全幅(mm)	$b_W$ : II編 5.4.3に規定する補剛板(ウェブ)の全幅(mm) $b_F$ : II編 5.4.3に規定する補剛板(フランジ)の全幅(mm) $\epsilon_V$ : 鋼材の降伏ひずみで、式(6.3.2)により算出する。
V耐震設計編 9章	9.4 鋼製橋脚の限界状態に対応する水平耐力及び水平変位 (3) 1) 式(9.4.6)	$k_F = \frac{(1+\alpha^2)^2 + n\gamma_i}{\alpha^2(1+n\delta_i)} \quad (\alpha \leq \alpha_0)$ $k_F = \frac{2(1+\sqrt{1+n\gamma_i})}{1+n\delta_i} \quad (\alpha \geq \alpha_0)$	$k_F = \frac{(1+\alpha^2)^2 + n\gamma_i}{\alpha^2(1+n\delta_i)} \quad (\alpha \leq \alpha_0)$ $k_F = \frac{2(1+\sqrt{1+n\gamma_i})}{1+n\delta_i} \quad (\alpha > \alpha_0)$
V耐震設計編 9章	9.4 鋼製橋脚の限界状態に対応する水平耐力及び水平変位 (3) 1) 式(9.4.7)	$\gamma_i^* = 4\alpha^2 n(1+n\delta_i) - \frac{(1+\alpha^2)^2}{n} \quad (\alpha \leq \sqrt{1+n\gamma_i})$ $\gamma_i^* = \frac{1}{n} \left[ (2n^2(1+n\delta_i) - 1)^2 - 1 \right] \quad (\alpha \geq \sqrt{1+n\gamma_i})$	$\gamma_i^* = 4\alpha^2 n(1+n\delta_i) - \frac{(1+\alpha^2)^2}{n} \quad (\alpha \leq \sqrt{1+n\gamma_i})$ $\gamma_i^* = \frac{1}{n} \left[ (2n^2(1+n\delta_i) - 1)^2 - 1 \right] \quad (\alpha > \sqrt{1+n\gamma_i})$

編・章	項	誤	正
V耐震設計編 10章	10.2 一般 4)	10.3(1)1)及び2)を考慮する場合、杭基礎、ケーソン基礎、鋼管矢板基礎、地中連続壁基礎及び深礎基礎の限界状態の特性値又は制限値については、それぞれIV編 10.9, 11.9, 12.10, 13.9 及び 14.8 の規定による。	10.3(1)1)及び2)を考慮する場合、杭基礎、ケーソン基礎、鋼管矢板基礎、地中連続壁基礎及び深礎基礎の限界状態の制限値については、それぞれIV編 10.9, 11.9, 12.10, 13.9 及び 14.8 の規定による。
V耐震設計編 10章	10.2 一般 5)	10.3(1)3)を考慮する場合、基礎の降伏に達するときの基礎天端における水平変位の2倍を超えない場合には、基礎の限界状態2を超えないとみなしてよい。このとき、限界状態に対応する抵抗の特性値の算出にあたっては、地盤の流動力を考慮する必要がある範囲内の土層の水平抵抗を考慮してはならない。	10.3(1)3)を考慮する場合、基礎の降伏に達するときの基礎天端における水平変位の2倍を超えない場合には、基礎の限界状態2を超えないとみなしてよい。このとき、限界状態に対応する抵抗の制限値の設定にあたっては、地盤の流動力を考慮する必要がある範囲内の土層の水平抵抗を考慮してはならない。
V耐震設計編 11章	11.2 一般 3)	杭基礎、ケーソン基礎、鋼管矢板基礎、地中連続壁基礎及び深礎基礎の限界状態の特性値又は制限値については、それぞれIV編 10.9, 11.9, 12.10, 13.9 及び 14.8 の規定による。	杭基礎、ケーソン基礎、鋼管矢板基礎、地中連続壁基礎及び深礎基礎の限界状態の制限値については、それぞれIV編 10.9, 11.9, 12.10, 13.9 及び 14.8 の規定による。
V耐震設計編 13章	13.1.1 支承部に作用する力 (3)	支承部に作用する水平力のうち地震の影響による力は、4.1に規定する上部構造の慣性力とする。ただし、静的解析法による場合で、鉄筋コンクリート橋脚又は基礎の塑性化を期待する場合には、塑性化を期待する橋脚又は基礎の応答変位が最大となるときの上部構造の慣性力の作用位置における水平力とする。	支承部に作用する水平力のうち地震の影響による力は、4.1に規定する上部構造の慣性力とする。ただし、静的解析による場合で、鉄筋コンクリート橋脚又は基礎の塑性化を期待する場合には、塑性化を期待する橋脚又は基礎の応答変位が最大となるときの上部構造の慣性力の作用位置における水平力とする。

編・章	項	誤	正
V耐震設計編 13章	13.1.1 支承部に作用する力 (4) 1) 式(13.1.1), 式(13.1.2)	$R_{g\max} = R_D + \sqrt{R_{HEQ}^2 + R_{VEQ}^2}$ $R_{g\min} = R_D - \sqrt{R_{HEQ}^2 + R_{VEQ}^2}$	$R_{g\max} = R_D + \sqrt{R_{HEQ}^2 + R_{VEQ}^2}$ $R_{g\min} = R_D - \sqrt{R_{HEQ}^2 + R_{VEQ}^2}$
V耐震設計編 13章	13.3.2 橋軸方向に対して上部構造が容易には落下しないための対策 (2) 1) 図-13.3.1	図-13.3.1 下部構造上の支点が上部構造の橋面の水平投影面上にない構造	図-13.3.1 下部構造上の支点が上部構造の橋面の水平投影面上にない構造の例
V耐震設計編 13章	13.3.9 落橋防止構造及び横変位拘束構造の設置の例外 (1)	一連の上部構造を有する3径間以上の橋で、全ての下部構造上の支点が上部構造の橋面の水平投影面上にあり、以下の1)又は2)に該当する場合は、13.3.2から13.3.4の規定のうち必要桁かかり長のみを確保する。	一連の上部構造を有する3径間以上の橋で、全ての下部構造上の支点が上部構造の橋面の水平投影面上にあり、以下の1)又は2)に該当する場合は、13.3.2から13.3.4の規定のうち必要桁かかり長のみを確保する。ただし、 <u>回転方向に対する必要桁かかり長は、13.3.5(1)の規定により算出する。</u>
V耐震設計編 13章	13.3.9 落橋防止構造及び横変位拘束構造の設置の例外 (2) 3)	回転方向に対しては、13.3.4(3)に規定する必要桁かかり長を確保する。	回転方向に対しては、13.3.4(3) <u>1)及び2)並びに13.3.5(1)</u> に規定する必要桁かかり長を確保する。